

# 指定管理者の指定議案の概要

—令和5年12月定例会—



## 指定議案の概要 目次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 115号	青山地区活動センター及び盛岡市立青山老人福祉センターの管理を行う 指定管理者の指定について……………	1
議案第 116号	仙北地区活動センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	3
議案第 117号	松園地区活動センター、盛岡市立松園児童センター及び盛岡市立松園老 人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	5
議案第 118号	加賀野地区活動センター、盛岡市立加賀野児童センター及び盛岡市立加 賀野老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	7
議案第 119号	中野地区活動センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	9
議案第 120号	みたけ地区活動センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	11
議案第 121号	土淵地区活動センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	13
議案第 122号	緑が丘地区活動センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	15
議案第 123号	山岸地区活動センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	17
議案第 124号	本宮地区活動センター、盛岡市立本宮児童センター及び盛岡市立本宮老 人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	19
議案第 125号	もりおか女性センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	21
議案第 126号	盛岡劇場、盛岡市都南文化会館、盛岡市民文化ホール、盛岡市洪民文化 会館、盛岡市河南公民館、盛岡市都南公民館及び盛岡市洪民公民館の管 理を行う指定管理者の指定について……………	23
議案第 127号	盛岡市都南中央公園プール、盛岡市立総合プール、盛岡市総合アリーナ 及び盛岡市アイスリンクの管理を行う指定管理者の指定について……………	25
議案第 128号	盛岡市太田橋野球場及び盛岡体育館の管理を行う指定管理者の指定につ いて……………	27
議案第 129号	盛岡市立生出スキー場、盛岡市立玉山運動場及び盛岡市洪民運動公園の 管理を行う指定管理者の指定について……………	29
議案第 130号	盛岡市屋内ゲートボール場の管理を行う指定管理者の指定について……………	31
議案第 131号	盛岡市立武道館及び盛岡市弓道場の管理を行う指定管理者の指定につい て……………	33
議案第 132号	盛岡市立太田テニスコートの管理を行う指定管理者の指定について……………	35
議案第 133号	盛岡市立松園テニスコートの管理を行う指定管理者の指定について……………	37
議案第 134号	盛岡市立綱取スポーツセンターの管理を行う指定管理者の指定について……	39

議案第 135号	盛岡市観光文化交流センターの管理を行う指定管理者の指定について……………41
議案第 136号	もりおか啄木・賢治青春館の管理を行う指定管理者の指定について……………43
議案第 137号	盛岡市立乙部老人福祉センター及び盛岡市立乙部運動広場の管理を行う 指定管理者の指定について……………45
議案第 138号	盛岡市立杜陵老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について…………47
議案第 139号	盛岡市立西厨川老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定につい て……………49
議案第 140号	盛岡市立西青山老人憩いの家の管理を行う指定管理者の指定について…………51
議案第 141号	盛岡市立高松老人憩いの家の管理を行う指定管理者の指定について…………53
議案第 142号	盛岡市立山岸老人憩いの家の管理を行う指定管理者の指定について…………55
議案第 143号	盛岡市立青山児童センターの管理を行う指定管理者の指定について…………57
議案第 144号	盛岡市立仙北児童センター及び盛岡市立仙北老人福祉センターの管理を 行う指定管理者の指定について……………59
議案第 145号	盛岡市立北厨川児童センター及び盛岡市立北厨川老人福祉センターの管 理を行う指定管理者の指定について……………61
議案第 146号	盛岡市立川目児童センター及び盛岡市立川目老人福祉センターの管理を 行う指定管理者の指定について……………63
議案第 147号	盛岡市立仁王児童センター及び盛岡市立仁王老人福祉センターの管理を 行う指定管理者の指定について……………65
議案第 148号	盛岡市立山岸児童センター及び盛岡市立山岸老人福祉センターの管理を 行う指定管理者の指定について……………67
議案第 149号	盛岡市立上田児童センター及び盛岡市立上田老人福祉センターの管理を 行う指定管理者の指定について……………69
議案第 150号	盛岡市立大慈寺児童センター及び盛岡市立大慈寺老人福祉センターの管 理を行う指定管理者の指定について……………71
議案第 151号	盛岡市立下太田児童センター及び盛岡市立下太田老人福祉センターの管 理を行う指定管理者の指定について……………73
議案第 152号	盛岡市立緑が丘児童センター及び盛岡市立緑が丘老人福祉センターの管 理を行う指定管理者の指定について……………75
議案第 153号	盛岡市立桜城児童センター及び盛岡市立桜城老人福祉センターの管理を 行う指定管理者の指定について……………77
議案第 154号	盛岡市立杜陵児童センターの管理を行う指定管理者の指定について…………79
議案第 155号	盛岡市立みたけ児童センターの管理を行う指定管理者の指定について…………81
議案第 156号	盛岡市立河北児童センターの管理を行う指定管理者の指定について…………83

議案第 157号	盛岡市立高松児童センターの管理を行う指定管理者の指定について……………85
議案第 158号	盛岡市立津志田児童センターの管理を行う指定管理者の指定について……………87
議案第 159号	盛岡市立湯沢児童センターの管理を行う指定管理者の指定について……………89
議案第 160号	盛岡市立月が丘児童センターの管理を行う指定管理者の指定について……………91
議案第 161号	盛岡市立見前児童センター及び盛岡市立世代交流センターの管理を行う 指定管理者の指定について……………93
議案第 162号	盛岡市立上米内児童センター及び盛岡市立上米内老人福祉センターの管 理を行う指定管理者の指定について……………95
議案第 163号	盛岡市立手代森児童センターの管理を行う指定管理者の指定について……………97
議案第 164号	盛岡市立北松園児童センター及び盛岡市立北松園老人福祉センターの管 理を行う指定管理者の指定について……………99
議案第 165号	盛岡市立永井児童センターの管理を行う指定管理者の指定について……………101
議案第 166号	盛岡市立乙部児童センターの管理を行う指定管理者の指定について……………103
議案第 167号	盛岡市立上堂児童センター及び盛岡市立上堂老人福祉センターの管理を 行う指定管理者の指定について……………105
議案第 168号	盛岡市立太田児童センターの管理を行う指定管理者の指定について……………107
議案第 169号	盛岡市産業支援センターの管理を行う指定管理者の指定について……………109
議案第 170号	盛岡市勤労福祉会館の管理を行う指定管理者の指定について……………111
議案第 171号	盛岡市砂子沢生活改善センターの管理を行う指定管理者の指定について……………113
議案第 172号	庄ヶ畑地区振興センターの管理を行う指定管理者の指定について……………115
議案第 173号	大葛地区振興センターの管理を行う指定管理者の指定について……………117
議案第 174号	銭掛地区振興センターの管理を行う指定管理者の指定について……………119
議案第 175号	築川地区振興センターの管理を行う指定管理者の指定について……………121
議案第 176号	上米内地区振興センターの管理を行う指定管理者の指定について……………123
議案第 177号	盛岡市外山森林公園の管理を行う指定管理者の指定について……………125
議案第 178号	盛岡市都南つどいの森の管理を行う指定管理者の指定について……………127
議案第 179号	高松公園、盛岡市環境学習広場及び盛岡市高松多目的広場の管理を行う 指定管理者の指定について……………129
議案第 180号	盛岡市古川墓園の管理を行う指定管理者の指定について……………131
議案第 181号	舟田地区介護予防センターの管理を行う指定管理者の指定について……………133
議案第 182号	芋田向地区介護予防センターの管理を行う指定管理者の指定について……………135
議案第 183号	盛岡市岩洞生活改善センターの管理を行う指定管理者の指定について……………137
議案第 184号	姫神地区振興センターの管理を行う指定管理者の指定について……………139
議案第 185号	盛岡市総合交流ターミナルの管理を行う指定管理者の指定について……………141

議案第 186号	盛岡市農民研修センターの管理を行う指定管理者の指定について……………143
議案第 187号	町村活性化センターの管理を行う指定管理者の指定について……………145
議案第 188号	岩洞活性化センターの管理を行う指定管理者の指定について……………147
議案第 189号	盛岡市高木牧場の管理を行う指定管理者の指定について……………149
議案第 190号	盛岡市岩洞湖家族旅行村休憩施設及び盛岡市岩洞湖家族旅行村テニスコ ートの管理を行う指定管理者の指定について……………151
議案第 191号	盛岡市子ども科学館の管理を行う指定管理者の指定について……………153
議案第 192号	盛岡てがみ館の管理を行う指定管理者の指定について……………155
議案第 193号	志波城古代公園の管理を行う指定管理者の指定について……………157

議案第 115号

青山地区活動センター及び盛岡市立青山老人福祉センターの管理を行う指定管理者の  
指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 青山地区活動センター及び盛岡市立青山老人福祉センター
- (2) 位 置 地区活動センター及び老人福祉センター 盛岡市青山三丁目37番7号  
体育館 盛岡市月が丘一丁目26番1号  
敷地外駐車場 盛岡市青山三丁目40番14
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 非公募  
(非公募理由)

コミュニティ地区組織（地区福祉推進会等）の事務局の設置を認めている施設については、コミュニティ活動及び地域福祉活動の一層の活性化を図る観点から、地域の人材を積極的に活用しながら、事務局機能と一体的に管理運営を行う必要があるため。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- ・ 代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- ・ 所在地 盛岡市若園町2番2号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

盛岡市と一体となって、市民福祉の向上と推進に寄与することを目的とし、第1種社会福祉事業、第2種社会福祉事業及び公益事業を行っている。

(4) 候補者の実績

本施設をはじめ、盛岡市の児童センター、老人福祉センター、地区活動センター等の指定管

理を行っている。

### 3 経過

令和5年7月7日	申請依頼・仕様書等の送付
～8月7日	申請期間
8月23日	審査の実施

### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	社会福祉法人盛岡 市社会福祉事業団	720.0点	407.5点	56.6%	34,432,000円	34,432,000円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

これまでの指定管理施設の運営において培ったノウハウを活かした提案がなされていた。

施設の設置目的や地域の課題を踏まえた事業展開が期待できること、地域コミュニティの拠点施設として果たしてきた役割と実績から、今後も地域と連携した良好な運営が期待できる点が評価された。

### 6 審査員

- |                               |        |
|-------------------------------|--------|
| (1) 盛岡市市長公室企画調整課長             | 鈴木 健 二 |
| (2) 盛岡市財政部参事兼資産経営課長           | 佐藤 卓   |
| (3) 盛岡市市民部市民協働推進課長            | 西村 ふみ代 |
| (4) 盛岡市保健福祉部長寿社会課副主幹兼生きがい推進係長 | 吉田 香代子 |

議案第 116号

仙北地区活動センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 仙北地区活動センター
- (2) 位 置 盛岡市仙北二丁目4番13号
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 非公募  
(非公募理由)

コミュニティ地区組織（地区福祉推進会等）の事務局の設置を認めている施設については、コミュニティ活動及び地域福祉活動の一層の活性化を図る観点から、地域の人材を積極的に活用しながら、事務局機能と一体的に管理運営を行う必要があるため。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- ・ 代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- ・ 所在地 盛岡市若園町2番2号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

市民福祉の向上と増進に寄与することを理念として、数多くの施設運営を行い、市民に対し多様な福祉サービスが総合的に提供されるよう、創意工夫を重ねながら社会福祉事業及び公益事業に取り組んでいる。

(4) 候補者の実績

盛岡市の児童センター及び老人福祉センター並びに地区活動センター等、各種施設の管理運営及び委託業務を受託している。

3 経過

令和5年7月3日  
～8月3日  
8月23日

申請依頼・仕様書等の送付  
申請期間  
審査の実施

#### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	社会福祉法人盛岡 市社会福祉事業団	432.0点	227.7点	52.7%	21,127,000円	21,127,000円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

#### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

指定管理者候補者となった団体は、「施設の管理者にふさわしい申請動機や施設の現状に対する考え方」、「利用者に対するサービスの向上」、「物的・経営的能力」など、25項目の審査項目のうち、多くの項目において、取組内容が具体的に示されており、また、実現の可能性も高い点が評価された。

#### 6 審査員

- (1) 盛岡市市長公室企画調整課長 鈴木 健二
- (2) 盛岡市財政部参事兼資産経営課長 佐藤 卓
- (3) 盛岡市市民部市民協働推進課長 西村 ふみ代

議案第 117号

松園地区活動センター、盛岡市立松園児童センター及び盛岡市立松園老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 松園地区活動センター、盛岡市立松園児童センター及び盛岡市立松園老人福祉センター
- (2) 位 置 盛岡市西松園二丁目18番1号
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 非公募  
(非公募理由)

コミュニティ地区組織（地区福祉推進会等）の事務局の設置を認めている施設については、コミュニティ活動及び地域福祉活動の一層の活性化を図る観点から、地域の人材を積極的に活用しながら、事務局機能と一体的に管理運営を行う必要があるため。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- ・ 代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- ・ 所在地 盛岡市若園町2番2号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

盛岡市と一体となって、市民福祉の向上と推進に寄与することを目的とし、第1種社会福祉事業、第2種社会福祉事業及び公益事業を行っている。

(4) 候補者の実績

本施設をはじめ、盛岡市の児童センター、老人福祉センター、地区活動センター等の指定管

理を行っている。

### 3 経過

令和5年7月7日	申請依頼・仕様書等の送付
～8月7日	申請期間
8月24日	審査の実施

### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	社会福祉法人盛岡 市社会福祉事業団	930.0点	532.3点	57.2%	27,418,000円	27,418,000円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

これまでの指定管理施設の運営において培ったノウハウや3館合築の特色を活かした提案がなされていた。

施設の設置目的や地域の課題を踏まえた事業展開が期待できること、地域コミュニティの拠点施設として果たしてきた役割と実績から、今後も地域と連携した良好な運営が期待できる点が評価された。

### 6 審査員

- |                               |        |
|-------------------------------|--------|
| (1) 盛岡市財政部財政課長                | 小林 敬   |
| (2) 盛岡市財政部参事兼資産経営課長           | 佐藤 卓   |
| (3) 盛岡市市民部市民協働推進課長            | 西村 ふみ代 |
| (4) 盛岡市保健福祉部長寿社会課副主幹兼生きがい推進係長 | 吉田 香代子 |
| (5) 盛岡市子ども未来部子ども青少年課長         | 杉田 博信  |

議案第 118号

加賀野地区活動センター、盛岡市立加賀野児童センター及び盛岡市立加賀野老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 加賀野地区活動センター、盛岡市立加賀野児童センター及び盛岡市立加賀野老人福祉センター
- (2) 位 置 盛岡市加賀野四丁目18番56号
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 非公募  
(非公募理由)

コミュニティ地区組織（地区福祉推進会等）の事務局の設置を認めている施設については、コミュニティ活動及び地域福祉活動の一層の活性化を図る観点から、地域の人材を積極的に活用しながら、事務局機能と一体的に管理運営を行う必要があるため。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- ・ 代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- ・ 所在地 盛岡市若園町2番2号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

盛岡市と一体となって、市民福祉の向上と推進に寄与することを目的とし、第1種社会福祉事業、第2種社会福祉事業及び公益事業を行っている。

(4) 候補者の実績

本施設をはじめ、盛岡市の児童センター、老人福祉センター、地区活動センター等の指定管

理を行っている。

### 3 経過

令和5年7月7日	申請依頼・仕様書等の送付
～8月7日	申請期間
8月24日	審査の実施

### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	社会福祉法人盛岡 市社会福祉事業団	930.0点	529.3点	56.9%	23,142,000円	23,142,000円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

これまでの指定管理施設の運営において培ったノウハウや3館合築の特色を活かした提案がなされていた。

施設の設置目的や地域の課題を踏まえた事業展開が期待できること、地域コミュニティの拠点施設として果たしてきた役割と実績から、今後も地域と連携した良好な運営が期待できる点が評価された。

### 6 審査員

- |                               |        |
|-------------------------------|--------|
| (1) 盛岡市財政部財政課長                | 小林 敬   |
| (2) 盛岡市財政部参事兼資産経営課長           | 佐藤 卓   |
| (3) 盛岡市市民部市民協働推進課長            | 西村 ふみ代 |
| (4) 盛岡市保健福祉部長寿社会課副主幹兼生きがい推進係長 | 吉田 香代子 |
| (5) 盛岡市子ども未来部子ども青少年課長         | 杉田 博信  |

議案第 119号

中野地区活動センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 中野地区活動センター
- (2) 位 置 盛岡市東安庭字小森57番地 1
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和 6 年 4 月 1 日～令和11年 3 月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 非公募  
(非公募理由)

コミュニティ地区組織（地区福祉推進会等）の事務局の設置を認めている施設については、コミュニティ活動及び地域福祉活動の一層の活性化を図る観点から、地域の人材を積極的に活用しながら、事務局機能と一体的に管理運営を行う必要があるため。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- ・ 代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- ・ 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

市民福祉の向上と増進に寄与することを理念として、数多くの施設運営を行い、市民に対し多様な福祉サービスが総合的に提供されるよう、創意工夫を重ねながら社会福祉事業及び公益事業に取り組んでいる。

(4) 候補者の実績

盛岡市の児童センター及び老人福祉センター並びに地区活動センター等、各種施設の管理運営及び委託業務を受託している。

3 経過

令和5年7月3日  
～8月3日  
8月23日

申請依頼・仕様書等の送付  
申請期間  
審査の実施

#### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	社会福祉法人盛岡 市社会福祉事業団	432.0点	233.7点	54.1%	11,124,000円	11,124,000円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

#### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

指定管理者候補者となった団体は、「施設の管理者にふさわしい申請動機や施設の現状に対する考え方」、「利用者に対するサービスの向上」、「物的・経営的能力」など、25項目の審査項目のうち、多くの項目において、取組内容が具体的に示されており、また、実現の可能性も高い点が評価された。

#### 6 審査員

- (1) 盛岡市市長公室企画調整課長 鈴木 健二
- (2) 盛岡市財政部参事兼資産経営課長 佐藤 卓
- (3) 盛岡市市民部市民協働推進課長 西村 ふみ代

議案第 120号

みたけ地区活動センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- |              |                          |
|--------------|--------------------------|
| (1) 名 称      | みたけ地区活動センター              |
| (2) 位 置      | 盛岡市みたけ四丁目10番52号          |
| (3) 制度導入の種別  | 継続（指定期間満了による更新）          |
| (4) 指定期間     | 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間） |
| (5) 指定管理料の有無 | 有                        |
| (6) 利用料金制    | 不採用                      |
| (7) 公募・非公募の別 | 非公募<br>(非公募理由)           |

コミュニティ地区組織（地区福祉推進会等）の事務局の設置を認めている施設については、コミュニティ活動及び地域福祉活動の一層の活性化を図る観点から、地域の人材を積極的に活用しながら、事務局機能と一体的に管理運営を行う必要があるため。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- ・ 代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- ・ 所在地 盛岡市若園町2番2号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

市民福祉の向上と増進に寄与することを理念として、数多くの施設運営を行い、市民に対し多様な福祉サービスが総合的に提供されるよう、創意工夫を重ねながら社会福祉事業及び公益事業に取り組んでいる。

(4) 候補者の実績

盛岡市の児童センター及び老人福祉センター並びに地区活動センター等、各種施設の管理運営及び委託業務を受託している。

3 経過

令和5年7月3日  
～8月3日  
8月23日

申請依頼・仕様書等の送付  
申請期間  
審査の実施

#### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	社会福祉法人盛岡 市社会福祉事業団	432.0点	232.2点	53.8%	11,298,000円	11,298,000円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

#### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

指定管理者候補者となった団体は、「施設の管理者にふさわしい申請動機や施設の現状に対する考え方」、「利用者に対するサービスの向上」、「物的・経営的能力」など、25項目の審査項目のうち、多くの項目において、取組内容が具体的に示されており、また、実現の可能性も高い点が評価された。

#### 6 審査員

- (1) 盛岡市市長公室企画調整課長 鈴木 健二
- (2) 盛岡市財政部参事兼資産経営課長 佐藤 卓
- (3) 盛岡市市民部市民協働推進課長 西村 ふみ代

議案第 121号

土淵地区活動センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- |              |                                  |
|--------------|----------------------------------|
| (1) 名 称      | 土淵地区活動センター                       |
| (2) 位 置      | 盛岡市前潟四丁目 4 番30号                  |
| (3) 制度導入の種別  | 継続（指定期間満了による更新）                  |
| (4) 指定期間     | 令和 6 年 4 月 1 日～令和11年 3 月31日（5年間） |
| (5) 指定管理料の有無 | 有                                |
| (6) 利用料金制    | 不採用                              |
| (7) 公募・非公募の別 | 非公募<br>(非公募理由)                   |

コミュニティ地区組織（地区福祉推進会等）の事務局の設置を認めている施設については、コミュニティ活動及び地域福祉活動の一層の活性化を図る観点から、地域の人材を積極的に活用しながら、事務局機能と一体的に管理運営を行う必要があるため。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- ・ 代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- ・ 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

市民福祉の向上と増進に寄与することを理念として、数多くの施設運営を行い、市民に対し多様な福祉サービスが総合的に提供されるよう、創意工夫を重ねながら社会福祉事業及び公益事業に取り組んでいる。

(4) 候補者の実績

盛岡市の児童センター及び老人福祉センター並びに地区活動センター等、各種施設の管理運営及び委託業務を受託している。

3 経過

令和5年7月3日  
～8月3日  
8月23日

申請依頼・仕様書等の送付  
申請期間  
審査の実施

#### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	社会福祉法人盛岡 市社会福祉事業団	432.0点	229.2点	53.1%	10,571,000円	10,571,000円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

#### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

指定管理者候補者となった団体は、「施設の管理者にふさわしい申請動機や施設の現状に対する考え方」、「施設効用の最大化」、「物的・経営的能力」など、25項目の審査項目のうち、多くの項目において、取組内容が具体的に示されており、また、実現の可能性も高い点が評価された。

#### 6 審査員

- (1) 盛岡市市長公室企画調整課長 鈴木 健二
- (2) 盛岡市財政部参事兼資産経営課長 佐藤 卓
- (3) 盛岡市市民部市民協働推進課長 西村 ふみ代

議案第 122号

緑が丘地区活動センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- |              |                          |
|--------------|--------------------------|
| (1) 名 称      | 緑が丘地区活動センター              |
| (2) 位 置      | 盛岡市黒石野二丁目14番1号           |
| (3) 制度導入の種別  | 継続（指定期間満了による更新）          |
| (4) 指定期間     | 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間） |
| (5) 指定管理料の有無 | 有                        |
| (6) 利用料金制    | 不採用                      |
| (7) 公募・非公募の別 | 公募                       |

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- ・ 代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- ・ 所在地 盛岡市若園町2番2号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

市民福祉の向上と増進に寄与することを理念として、数多くの施設運営を行い、市民に対し多様な福祉サービスが総合的に提供されるよう、創意工夫を重ねながら社会福祉事業及び公益事業に取り組んでいる。

(4) 候補者の実績

盛岡市の児童センター及び老人福祉センター並びに地区活動センター等、各種施設の管理運営及び委託業務を受託している。

3 経過

- |            |                        |
|------------|------------------------|
| 令和5年7月1日   | 申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ） |
| 7月10日      | 募集要項・仕様書等の配布開始         |
| 7月21日      | 申請予定者説明会の開催（1団体の参加）    |
| 8月1日～8月31日 | 公募期間                   |

## 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	社会福祉法人盛岡市 社会福祉事業団	600.0点	454.1点	75.7%	10,798,000円	10,798,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

## 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

指定管理者候補者となった団体は、「市民の平等な使用の確保」、「利用者に対するサービスの向上」、「円滑な施設運営」など、26項目の審査項目のうち、多くの項目において、取組内容が具体的に示されており、また、実現の可能性も高い点が評価された。

## 6 審査員

- |                        |       |
|------------------------|-------|
| (1) 盛岡市町内会連合会副会長       | 柿木和夫  |
| (2) 盛岡市自治公民館連絡協議会会長    | 工藤長彦  |
| (3) 一般社団法人岩手県中小診断士協会会員 | 秋田昌彦  |
| (4) 盛岡市市民部市民協働推進課長     | 西村ふみ代 |

議案第 123号

山岸地区活動センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 山岸地区活動センター
- (2) 位 置 盛岡市山岸四丁目11番13号
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 公募

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- ・ 代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- ・ 所在地 盛岡市若園町2番2号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

市民福祉の向上と増進に寄与することを理念として、数多くの施設運営を行い、市民に対し多様な福祉サービスが総合的に提供されるよう、創意工夫を重ねながら社会福祉事業及び公益事業に取り組んでいる。

(4) 候補者の実績

盛岡市の児童センター及び老人福祉センター並びに地区活動センター等、各種施設の管理運営及び委託業務を受託している。

3 経過

- 令和5年7月1日 申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ）
- 7月10日 募集要項・仕様書等の配布開始
- 7月21日 申請予定者説明会の開催（1団体の参加）
- 8月1日～8月31日 公募期間

## 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	社会福祉法人盛岡市 社会福祉事業団	600.0点	443.3点	73.9%	10,626,000円	10,626,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

## 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

指定管理者候補者となった団体は、「設置目的に合致した管理運営に係る基本方針の策定」、「利用者に対するサービスの向上」など、26項目の審査項目のうち、多くの項目において、取組内容が具体的に示されており、また、実現の可能性も高い点が評価された。

## 6 審査員

- |                        |         |
|------------------------|---------|
| (1) 盛岡市町内会連合会副会長       | 柿 木 和 夫 |
| (2) 盛岡市自治公民館連絡協議会会長    | 工 藤 長 彦 |
| (3) 一般社団法人岩手県中小診断士協会会員 | 秋 田 昌 彦 |
| (4) 盛岡市市民部市民協働推進課長     | 西 村 ふみ代 |

議案第 124号

本宮地区活動センター、盛岡市立本宮児童センター及び盛岡市立本宮老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 本宮地区活動センター、盛岡市立本宮児童センター及び盛岡市立本宮老人福祉センター
- (2) 位 置 盛岡市本宮四丁目38番26号
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 非公募  
(非公募理由)

コミュニティ地区組織（地区福祉推進会等）の事務局の設置を認めている施設については、コミュニティ活動及び地域福祉活動の一層の活性化を図る観点から、地域の人材を積極的に活用しながら、事務局機能と一体的に管理運営を行う必要があるため。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- ・ 代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- ・ 所在地 盛岡市若園町2番2号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

盛岡市と一体となって、市民福祉の向上と推進に寄与することを目的とし、第1種社会福祉事業、第2種社会福祉事業及び公益事業を行っている。

(4) 候補者の実績

本施設をはじめ、盛岡市の児童センター、老人福祉センター、地区活動センター等の指定管

理を行っている。

### 3 経過

令和5年7月7日	申請依頼・仕様書等の送付
～8月7日	申請期間
8月24日	審査の実施

### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	社会福祉法人盛岡 市社会福祉事業団	930.0点	533.8点	57.4%	24,574,000円	24,574,000円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

これまでの指定管理施設の運営において培ったノウハウや3館合築の特色を活かした提案がなされていた。

施設の設置目的や地域の課題を踏まえた事業展開が期待できること、地域コミュニティの拠点施設として果たしてきた役割と実績から、今後も地域と連携した良好な運営が期待できる点が評価された。

### 6 審査員

- |                               |        |
|-------------------------------|--------|
| (1) 盛岡市財政部財政課長                | 小林 敬   |
| (2) 盛岡市財政部参事兼資産経営課長           | 佐藤 卓   |
| (3) 盛岡市市民部市民協働推進課長            | 西村 ふみ代 |
| (4) 盛岡市保健福祉部長寿社会課副主幹兼生きがい推進係長 | 吉田 香代子 |
| (5) 盛岡市子ども未来部子ども青少年課長         | 杉田 博信  |

議案第 125号

もりおか女性センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称                   もりおか女性センター
- (2) 位 置                   盛岡市中ノ橋通一丁目1番10号
- (3) 制度導入の種別       継続（期間満了による更新）
- (4) 指定期間               令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無     有
- (6) 利用料金制             不採用
- (7) 公募・非公募の別     公募

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数             1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称               特定非営利活動法人参画プランニング・いわて
- ・ 代表者名               理事長 植 田 眞 弘
- ・ 所在地                 盛岡市紺屋町5番28号 ハイツグリーンゲールズ 306号
- ・ 新規、再指定の別     再指定

(3) 候補者の主な業務内容

- ・ 男女共同参画社会形成のための啓発事業の企画・運営
- ・ 各種相談業務
- ・ 女性の起業・就労支援に関する業務
- ・ 市民活動団体等の支援、育成、情報提供

(4) 候補者の実績

- ・ もりおか女性センター指定管理（現在 第4期 平成31年4月1日～令和6年3月31日）
- ・ 盛岡市 配偶者等暴力防止事業
- ・ 盛岡市 コロナ禍における女性支援事業 他

3 経過

令和5年7月15日                   申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ）

7月19日                         募集要項・仕様書等の配布開始

7月26日 申請予定者説明会の開催（1団体の参加）  
 8月1日～8月31日 公募期間  
 9月20日 審査の実施

#### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	特定非営利活動法人 参画プランニング・いわて	612.8点	404.4点	66.0%	62,545,000円	62,493,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

#### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

施設の設置目的や現状における課題をよく捉えた具体的な提案がなされていた。

その中で、状況によって変化するニーズを捉えて事業展開する姿勢や、事業計画に積極性があり、実現可能性も高い点が評価された。

#### 6 審査員

- |                            |         |
|----------------------------|---------|
| (1) 岩手大学名誉教授               | 新 妻 二 男 |
| (2) 太田秀栄法律事務所弁護士           | 石 井 恵 子 |
| (3) いわて男女共同参画サポーターの会盛岡ブロック | 千 葉 幸 喜 |
| (4) 盛岡市市民部市民協働推進課長         | 西 村 ふみ代 |



- ・ 所在地 盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

文化・教育の振興に寄与することを目的に、平成9年10月に財団法人として設立され、文化会館での自主事業の実施を中心として市の文化振興を担っている。平成25年10月からより公益性を重視した公益財団法人に移行した。

(4) 候補者の実績

1の(1)に記載のある対象施設7施設のほか、博物館施設4施設（盛岡てがみ館、原敬記念館、盛岡市先人記念館、石川啄木記念館）の指定管理者として施設の管理運営を行っている。

3 経過

令和5年7月24日 募集要項・仕様書等の配布開始  
 7月24日～8月31日 公募期間  
 9月19日 審査の実施

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	公益財団法人盛岡市文化振興事業団	624.0点	346.1点	55.5%	589,706,000円	589,706,000円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

これまで25年に渡り文化会館等の管理運営や芸術鑑賞事業等の各種の事業を円滑に実施してきた実績があり、市民参加型のアウトリーチ事業に力を入れるなど、市民が芸術文化に触れる機会の拡充を図っていること、各施設の利用者の状況や地域特性、ニーズを捉えた事業展開を意識し、7施設で相互の連携を図りながら利用者サービスの質の向上に努めていることなどが評価された。

6 審査員

- |                          |       |
|--------------------------|-------|
| (1) 盛岡市財政部財政課長           | 小林 敬  |
| (2) 盛岡市財政部参事兼資産経営課長      | 佐藤 卓  |
| (3) 盛岡市交流推進部文化国際課長       | 齋藤 克幸 |
| (4) 盛岡市教育委員会事務局参事兼生涯学習課長 | 梅原 格  |

## 議案第 127号

盛岡市都南中央公園プール、盛岡市立総合プール、盛岡市総合アリーナ及び盛岡市アイスリンクの管理を行う指定管理者の指定について

## 1 対象施設

- |              |                          |                |
|--------------|--------------------------|----------------|
| (1) 名 称      | ア 盛岡市都南中央公園プール           | イ 盛岡市立総合プール    |
|              | ウ 盛岡市総合アリーナ              | エ 盛岡市アイスリンク    |
| (2) 位 置      | ア 盛岡市永井24地割3番地2          | イ 盛岡市本宮五丁目3番1号 |
|              | ウ 盛岡市本宮五丁目4番1号           | エ 盛岡市本宮五丁目3番3号 |
| (3) 制度導入の種別  | 継続（指定期間満了による更新）          |                |
| (4) 指定期間     | 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間） |                |
| (5) 指定管理料の有無 | 有                        |                |
| (6) 利用料金制    | 採用                       |                |
| (7) 公募・非公募の別 | 非公募                      |                |
- （非公募理由）

盛岡市総合アリーナ、盛岡市立総合プール及び盛岡市アイスリンクの3施設は、盛南地域の1ブロックに集積されており、盛岡駅から2キロメートル弱と立地条件に優れ、市のスポーツツーリズム推進施策の中核を担う拠点施設であり、施設の効用を十分に発揮させるためには、各種スポーツ活動や各館の施設管理に関する高い専門性と市の施策上の目的を共有・具体化し取組を進める公益性の双方を備えた団体等が管理運営を担うことが望ましい。

一方で、公益財団法人盛岡市スポーツ協会は、市のスポーツ振興を図ることを担い、市及び市内の競技団体によって創設された団体として、長年に渡り市民のスポーツ活動を支援するべく様々な事業を実施しており、市の施策推進の方向性や市内のスポーツ活動を熟知している。また、様々な自主事業の企画運営を通じ、スポーツ分野において総合的に高い専門性を備えているなど、盛岡市総合アリーナ、盛岡市立総合プール及び盛岡市アイスリンクの3施設の管理運営に求められる専門性と公益性の双方を満たす団体であると見込まれる。

## 2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- (2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 公益財団法人盛岡市スポーツ協会
- ・ 代表者名 会長 長 澤 茂

- ・ 所在地 盛岡市本宮五丁目 4 番 1 号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

- ・ スポーツに対する意識の向上に関する事業
- ・ 市民の体力の向上を図る事業
- ・ ジュニアスポーツの振興に関する事業
- ・ 健康増進及び体育・スポーツ振興のためのスポーツ大会及びスポーツ教室に関する事業
- ・ 施設の管理運営に関する事業
- ・ その他この法人の目的を達成するための事業

(4) 候補者の実績

盛岡体育館ほか14スポーツ施設の管理運営（令和5年度）

3 経過

令和5年7月10日 仕様書等の配布開始  
 7月10日～8月4日 募集期間  
 8月8日 審査の実施

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	公益財団法人盛岡市スポーツ協会	600.0点	343.5点	57.3%	298,004,000円	298,004,000円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の 100分の50以上であれば合格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

市のスポーツ施策への理解や施設利用の考え方など適切であり、それぞれの施設の特性を生かし、効果的にスポーツの場を提供している点が評価された。

6 審査員

- (1) 盛岡市市長公室企画調整課長 鈴木 健 二
- (2) 盛岡市財政部参事兼資産経営課長 佐藤 卓
- (3) 盛岡市交流推進部スポーツ推進課長 箱石 元

議案第 128号

盛岡市太田橋野球場及び盛岡体育館の管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- |              |                                       |
|--------------|---------------------------------------|
| (1) 名 称      | ア 盛岡市太田橋野球場<br>イ 盛岡体育館                |
| (2) 位 置      | ア 盛岡市下厨川字稻荷向 9 番地<br>イ 盛岡市上田三丁目17番60号 |
| (3) 制度導入の種別  | 継続（指定期間満了による更新）                       |
| (4) 指定期間     | 令和 6 年 4 月 1 日～令和11年 3 月31日（5年間）      |
| (5) 指定管理料の有無 | 有                                     |
| (6) 利用料金制    | 採用                                    |
| (7) 公募・非公募の別 | 公募                                    |

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 2 団体

※ いずれの団体も申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 公益財団法人盛岡市スポーツ協会
- ・ 代表者名 会長 長 澤 茂
- ・ 所在地 盛岡市本宮五丁目 4 番 1 号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

- ・ スポーツに対する意識の向上に関する事業
- ・ 市民の体力の向上を図る事業
- ・ ジュニアスポーツの振興に関する事業
- ・ 健康増進及び体育・スポーツ振興のためのスポーツ大会及びスポーツ教室に関する事業
- ・ 施設の管理運営に関する事業
- ・ その他この法人の目的を達成するための事業

(4) 候補者の実績

盛岡体育館ほか14スポーツ施設の管理運営（令和 5 年度）

3 経過

令和5年7月1日	申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ）
7月21日	募集要項・仕様書等の配布開始
7月21日	申請予定者説明会の開催（1団体の参加）
7月24日～8月23日	公募期間
9月1日	審査の実施

#### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	公益財団法人盛岡 スポーツ協会	680.0点	515.7点	75.8%	38,080,000円	38,080,000円
2	A		419.1点	61.6%		38,080,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ いずれの申請者も満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

#### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

設置目的に合致した管理運営に係る基本方針を策定している点や多様な自主事業を提案している点が評価された。

#### 6 審査員

- |                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| (1) 国立大学法人岩手大学名誉教授               | 小笠原 義 文 |
| (2) 一般社団法人岩手県障がい者スポーツ協会常務理事兼事務局長 | 三 浦 拓 朗 |
| (3) 盛岡広域振興局経営企画部特命課長（特定課題）       | 小野寺 こずえ |
| (4) 盛岡市交流推進部スポーツ推進課長             | 箱 石 元   |

議案第 129号

盛岡市立生出スキー場、盛岡市立玉山運動場及び盛岡市渋民運動公園の管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 名 称      | ア 盛岡市立生出スキー場<br>イ 盛岡市立玉山運動場<br>ウ 盛岡市渋民運動公園                |
| (2) 位 置      | ア 盛岡市下田字生出1350番地<br>イ 盛岡市日戸字鷹高50番地 3<br>ウ 盛岡市川崎字川崎 1 番地 1 |
| (3) 制度導入の種別  | 継続（指定期間満了による更新）   |
| (4) 指定期間     | 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）                                  |
| (5) 指定管理料の有無 | 有   |
| (6) 利用料金制    | 採用  |
| (7) 公募・非公募の別 | 公募  |

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 公益財団法人盛岡市スポーツ協会
- ・ 代表者名 会長 長 澤 茂
- ・ 所在地 盛岡市本宮五丁目4番1号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

- ・ スポーツに対する意識の向上に関する事業
- ・ 市民の体力の向上を図る事業
- ・ ジュニアスポーツの振興に関する事業
- ・ 健康増進及び体育・スポーツ振興のためのスポーツ大会及びスポーツ教室に関する事業
- ・ 施設の管理運営に関する事業
- ・ その他この法人の目的を達成するための事業

(4) 候補者の実績

盛岡体育館ほか14スポーツ施設の管理運営（令和5年度）

3 経過

令和5年7月1日	申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ）
7月21日	募集要項・仕様書等の配布開始
7月21日	申請予定者説明会の開催（1団体の参加）
7月24日～8月23日	公募期間
9月1日	審査の実施

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	公益財団法人盛岡市 スポーツ協会	680.0点	484.7点	71.3%	41,423,000円	41,423,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

施設管理に伴う修繕や業務委託を内製化することにより、経費の縮減を図られている点が評価された。

6 審査員

- |                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| (1) 国立大学法人岩手大学名誉教授               | 小笠原 義 文 |
| (2) 一般社団法人岩手県障がい者スポーツ協会常務理事兼事務局長 | 三 浦 拓 朗 |
| (3) 盛岡広域振興局経営企画部特命課長（特定課題）       | 小野寺 こずえ |
| (4) 盛岡市交流推進部スポーツ推進課長             | 箱 石 元   |

議案第 130号

盛岡市屋内ゲートボール場の管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市屋内ゲートボール場
- (2) 位 置 盛岡市前九年三丁目9番37号
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 採用
- (7) 公募・非公募の別 公募

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 コミスポクラブ東厨川
- ・ 代表者名 会長 中 村 靖 夫
- ・ 所在地 盛岡市前九年三丁目9番37号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

- ・ 定期的スポーツ活動の実施
- ・ 年間計画に基づくスポーツ行事等の開催
- ・ 青少年の健全育成事業
- ・ 活動を促進するための指導者の育成・確保
- ・ その他クラブの目的達成のための行事（文化活動含む）の開催

(4) 候補者の実績

盛岡市屋内ゲートボール場の管理運営（令和5年度）

3 経過

- 令和5年7月1日 申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ）
- 7月21日 募集要項・仕様書等の配布開始
- 7月21日 申請予定者説明会の開催（1団体の参加）

7月24日～8月23日 公募期間

9月1日 審査の実施

#### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	コムスポクラブ東 厨川	680.0点	475.3点	69.9%	2,716,000円	2,716,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

#### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

自主事業の展開により、地域の生涯スポーツの拠点として定着している点や、利用者のニーズを捉えサービスの向上を図っている点が評価された。

#### 6 審査員

- |                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| (1) 国立大学法人岩手大学名誉教授               | 小笠原 義 文 |
| (2) 一般社団法人岩手県障がい者スポーツ協会常務理事兼事務局長 | 三 浦 拓 朗 |
| (3) 盛岡広域振興局経営企画部特命課長（特定課題）       | 小野寺 こずえ |
| (4) 盛岡市交流推進部スポーツ推進課長             | 箱 石 元   |

議案第 131号

盛岡市立武道館及び盛岡市弓道場の管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- |              |                                    |
|--------------|------------------------------------|
| (1) 名 称      | ア 盛岡市立武道館<br>イ 盛岡市弓道場              |
| (2) 位 置      | ア 盛岡市住吉町3番12号<br>イ 盛岡市加賀野四丁目18番27号 |
| (3) 制度導入の種別  | 継続（指定期間満了による更新）                    |
| (4) 指定期間     | 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）           |
| (5) 指定管理料の有無 | 有                                  |
| (6) 利用料金制    | 採用                                 |
| (7) 公募・非公募の別 | 公募                                 |

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 公益財団法人盛岡市スポーツ協会
- ・ 代表者名 会長 長 澤 茂
- ・ 所在地 盛岡市本宮五丁目4番1号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

- ・ スポーツに対する意識の向上に関する事業
- ・ 市民の体力の向上を図る事業
- ・ ジュニアスポーツの振興に関する事業
- ・ 健康増進及び体育・スポーツ振興のためのスポーツ大会及びスポーツ教室に関する事業
- ・ 施設の管理運営に関する事業
- ・ その他この法人の目的を達成するための事業

(4) 候補者の実績

盛岡体育館ほか14スポーツ施設の管理運営（令和5年度）

3 経過

令和5年7月1日	申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ）
7月21日	募集要項・仕様書等の配布開始
7月21日	申請予定者説明会の開催（1団体の参加）
7月24日～8月23日	公募期間
9月1日	審査の実施

#### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	公益財団法人盛岡市スポーツ協会	680.0点	511.6点	75.2%	31,937,000円	31,937,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

#### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

幅広い世代を対象とした多様な自主事業を展開している点が評価された。また、パラスポーツに積極的に取り組んでおり、共生社会づくりの観点からも評価された。

#### 6 審査員

- |                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| (1) 国立大学法人岩手大学名誉教授               | 小笠原 義 文 |
| (2) 一般社団法人岩手県障がい者スポーツ協会常務理事兼事務局長 | 三 浦 拓 朗 |
| (3) 盛岡広域振興局経営企画部特命課長（特定課題）       | 小野寺 こずえ |
| (4) 盛岡市交流推進部スポーツ推進課長             | 箱 石 元   |

議案第 132号

盛岡市立太田テニスコートの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市立太田テニスコート
- (2) 位 置 盛岡市上太田穴口4番地3
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 採用
- (7) 公募・非公募の別 公募

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 公益財団法人盛岡市スポーツ協会
- ・ 代表者名 会長 長 澤 茂
- ・ 所在地 盛岡市本宮五丁目4番1号
- ・ 新規、再指定の別 新規

(3) 候補者の主な業務内容

- ・ スポーツに対する意識の向上に関する事業
- ・ 市民の体力の向上を図る事業
- ・ ジュニアスポーツの振興に関する事業
- ・ 健康増進及び体育・スポーツ振興のためのスポーツ大会及びスポーツ教室に関する事業
- ・ 施設の管理運営に関する事業
- ・ その他この法人の目的を達成するための事業

(4) 候補者の実績

盛岡体育館ほか14スポーツ施設の管理運営（令和5年度）

※盛岡市立太田テニスコートの管理運營業務（令和元年度から令和5年度まで）は岩手県テニス協会とグループ管理

3 経過

令和5年7月1日	申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ）
7月21日	募集要項・仕様書等の配布開始
7月21日	申請予定者説明会の開催（1団体の参加）
7月24日～8月23日	公募期間
9月1日	審査の実施

#### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	公益財団法人盛岡市 スポーツ協会	680.0点	491.6点	72.3%	9,005,000円	9,005,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

#### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

設置目的に合致した管理運営に係る基本方針を策定している点やパラスポーツに積極的に取り組んでおり、共生社会づくりの観点からも評価された。

#### 6 審査員

- |                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| (1) 国立大学法人岩手大学名誉教授               | 小笠原 義 文 |
| (2) 一般社団法人岩手県障がい者スポーツ協会常務理事兼事務局長 | 三 浦 拓 朗 |
| (3) 盛岡広域振興局経営企画部特命課長（特定課題）       | 小野寺 こずえ |
| (4) 盛岡市交流推進部スポーツ推進課長             | 箱 石 元   |

議案第 133号

盛岡市立松園テニスコートの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市立松園テニスコート
- (2) 位 置 盛岡市西松園三丁目19番4号
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 採用
- (7) 公募・非公募の別 公募

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 特定非営利活動法人まつぞのスポーツクラブ
- ・ 代表者名 理事長 浅 沼 道 成
- ・ 所在地 盛岡市北松園一丁目9番2号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

- ・ 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- ・ 子どもの健全育成を図る活動
- ・ 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ・ まちづくりの推進を図る活動
- ・ 特定非営利活動に係る事業（スポーツ・文化サークルの育成、スポーツ教室及び交流大会の開催、地域のスポーツ文化活動の支援・受託及び施設管理、ホームページによる地域の情報提供、地域のボランティア活動、まちづくりの支援・受託及び施設管理、目的を達成するために必要なその他の活動）
- ・ その他の事業（特定非営利活動以外に係る施設管理、特定非営利活動以外に係る受託、物品の企画・販売）

(4) 候補者の実績

松園テニスコートの管理運営（令和5年度）

### 3 経過

令和5年7月1日	申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ）
7月21日	募集要項・仕様書等の配布開始
7月21日	申請予定者説明会の開催（1団体の参加）
7月24日～8月23日	公募期間
9月1日	審査の実施

### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	特定非営利活動法人 まつぞのスポーツク ラブ	680.0点	492.1点	72.4%	779,000円	779,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

自主事業の展開により地域に根差した活動を提案している点や施設利用者と協働で施設の維持管理を行う取組内容が評価された。

### 6 審査員

- |                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| (1) 国立大学法人岩手大学名誉教授               | 小笠原 義 文 |
| (2) 一般社団法人岩手県障がい者スポーツ協会常務理事兼事務局長 | 三 浦 拓 朗 |
| (3) 盛岡広域振興局経営企画部特命課長（特定課題）       | 小野寺 こずえ |
| (4) 盛岡市交流推進部スポーツ推進課長             | 箱 石 元   |

議案第 134号

盛岡市立綱取スポーツセンターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市立綱取スポーツセンター
- (2) 位 置 盛岡市浅岸字綱取34番地 251
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 採用
- (7) 公募・非公募の別 公募

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 公益財団法人盛岡市スポーツ協会
- ・ 代表者名 会長 長 澤 茂
- ・ 所在地 盛岡市本宮五丁目4番1号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

- ・ スポーツに対する意識の向上に関する事業
- ・ 市民の体力の向上を図る事業
- ・ ジュニアスポーツの振興に関する事業
- ・ 健康増進及び体育・スポーツ振興のためのスポーツ大会及びスポーツ教室に関する事業
- ・ 施設の管理運営に関する事業
- ・ その他この法人の目的を達成するための事業

(4) 候補者の実績

盛岡体育館ほか14スポーツ施設の管理運営（令和5年度）

3 経過

- 令和5年7月1日 申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ）
- 7月21日 募集要項・仕様書等の配布開始

7月21日 申請予定者説明会の開催（1団体の参加）  
 7月24日～8月23日 公募期間  
 9月1日 審査の実施

#### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	公益財団法人盛岡市 スポーツ協会	680.0点	469.7点	69.1%	11,162,000円	11,162,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

#### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

設置目的に合致した管理運営に係る基本方針を策定している点や施設の維持管理方法が具体的に提案されている点が評価された。

#### 6 審査員

- |                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| (1) 国立大学法人岩手大学名誉教授               | 小笠原 義 文 |
| (2) 一般社団法人岩手県障がい者スポーツ協会常務理事兼事務局長 | 三 浦 拓 朗 |
| (3) 盛岡広域振興局経営企画部特命課長（特定課題）       | 小野寺 こずえ |
| (4) 盛岡市交流推進部スポーツ推進課長             | 箱 石 元   |

議案第 135号

盛岡市観光文化交流センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市観光文化交流センター
- (2) 位 置 盛岡市中ノ橋通一丁目1番10号
- (3) 制度導入の種別 継続（指定管理期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 採用
- (7) 公募・非公募の別 公募

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 公益財団法人盛岡観光コンベンション協会
- ・ 代表者名 理事長 谷 村 邦 久
- ・ 所在地 盛岡市中ノ橋通一丁目1番10号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

観光情報の発信、受入体制の整備、国内外からのコンベンション及び観光客に対する誘致並びに支援、観光文化施設の管理運営及び市民ボランティアによる観光案内事業等を行っている。

(4) 候補者の実績

- ・ 盛岡市観光文化交流センター指定管理業務
- ・ もりおか啄木・賢治青春館指定管理業務
- ・ もりおか歴史文化館指定管理業務（共同事業体の構成団体）

3 経過

- 令和5年7月15日 申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ）
- 7月25日 募集要項・仕様書等の配布開始
- 7月28日 申請予定者説明会の開催（2団体の参加）

8月1日～8月31日 公募期間

9月8日 審査の実施

#### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	公益財団法人盛岡観 光コンベンション協 会	624.0点	377.9点	60.6%	99,214,000円	99,214,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

#### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

施設の設置目的を理解し、これまでの経験を生かした提案がなされていた。

「設置目的に合致した管理運営に係る基本方針の策定」や「円滑な施設運営」などの審査項目において、これまでの経験に基づく堅実な施設運営が期待できると評価された。

#### 6 審査員

- |                                |       |
|--------------------------------|-------|
| (1) 岩手県立大学総合政策学部教授             | 吉野英岐  |
| (2) 盛岡域振興局経営企画部産業振興室特命課長（観光振興） | 渡邊恵理子 |
| (3) 盛岡つなぎ温泉観光協会事務局長            | 佐々木史恵 |
| (4) 盛岡市交流推進部観光課長               | 藤谷徹   |

議案第 136号

もりおか啄木・賢治青春館の管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称                   もりおか啄木・賢治青春館
- (2) 位 置                   盛岡市中ノ橋通一丁目1番25号
- (3) 制度導入の種別       継続（指定管理期間満了による更新）
- (4) 指定期間               令和6年4月1日～令和9年3月31日（3年間）
- (5) 指定管理料の有無   有
- (6) 利用料金制           不採用
- (7) 公募・非公募の別   公募

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数           2団体

※ いずれの団体も申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称               特定非営利活動法人いわてアートサポートセンター
- ・ 代表者名               理事長 坂 田 裕 一
- ・ 所在地                 盛岡市南大通一丁目15番7号
- ・ 新規、再指定の別   新規

(3) 候補者の主な業務内容

岩手における芸術文化の創造と発信に関する事業及び市民協働型の芸術文化活動や芸術文化にかかる教育普及活動を行い、地域文化の形成及びコミュニティの活性化に寄与することを目的とした法人として、芸術文化の創造と発信を推進する事業、各種催し物の企画制作に関する事業、まちづくりの調査研究・記録事業並びにセミナーなど教育普及に関する事業、まちづくりにかかる国際交流及び地域交流に関する事業、施設等の管理運営・評価・指導に関する事業等を実施している。

(4) 候補者の実績

- ・ もりおか町家物語館指定管理業務
- ・ 宮古市民文化会館指定管理業務

3 経過

令和5年7月15日

申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ）

7月25日	募集要項・仕様書等の配布開始
7月28日	申請予定者説明会の開催（2団体の参加）
8月1日～8月31日	公募期間
9月8日	審査の実施

#### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	特定非営利活動法人 いわてアートサポ ートセンター	468.0点	292.5点	62.5%	30,229,000円	30,100,000円
2	A		269.4点	57.6%		30,229,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ いずれの申請者も満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

#### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

それぞれがこれまでの活動の中で培った得意分野を盛り込んだ提案がなされていた。

指定管理者候補者となった団体は「施設効用の最大化」や「利用者に対するサービスの向上」などの審査項目において、具体的な取組内容が評価された。

#### 6 審査員

- |                                |         |
|--------------------------------|---------|
| (1) 盛岡域振興局経営企画部産業振興室特命課長（観光振興） | 渡 邊 恵理子 |
| (2) 盛岡つなぎ温泉観光協会事務局長            | 佐々木 史 恵 |
| (3) 盛岡市交流推進部観光課長               | 藤 谷 徹   |

議案第 137号

盛岡市立乙部老人福祉センター及び盛岡市立乙部運動広場の管理を行う指定管理者の  
指定について

1 対象施設

- |              |  |
|--------------|--|
| (1) 名 称      | 盛岡市立乙部老人福祉センター及び盛岡市立乙部運動広場                       |
| (2) 位 置      | 老人福祉センター 盛岡市乙部28地割34番地 5<br>運動広場 盛岡市乙部28地割34番地 2 |
| (3) 制度導入の種別  | 継続（指定期間満了による更新）                                  |
| (4) 指定期間     | 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）                         |
| (5) 指定管理料の有無 | 有  |
| (6) 利用料金制    | 不採用  |
| (7) 公募・非公募の別 | 非公募<br>(非公募理由)                                   |

コミュニティ地区組織（地区福祉推進会等）の事務局の設置を認めている施設については、コミュニティ活動及び地域福祉活動の一層の活性化を図る観点から、地域の人材を積極的に活用しながら、事務局機能と一体的に管理運営を行う必要があるため。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- ・ 代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- ・ 所在地 盛岡市若園町2番2号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

盛岡市と一体となって、市民福祉の向上と推進に寄与することを目的とし、第1種社会福祉事業、第2種社会福祉事業及び公益事業を行っている。

(4) 候補者の実績

本施設をはじめ、盛岡市の児童センター、老人福祉センター、地区活動センター等の指定管理を行っている。

### 3 経過

令和5年7月7日 申請依頼・仕様書等の送付  
～8月7日 申請期間  
8月23日 審査の実施

### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	社会福祉法人盛岡 市社会福祉事業団	720.0点	410.1点	57.0%	8,815,000円	8,815,000円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

これまでの指定管理施設の運営において培ったノウハウを活かした提案がなされていた。

施設の設置目的や地域の課題を踏まえた事業展開が期待できること、運動広場との併設という施設の特性を活かし、今後も地域と連携した良好な運営が期待できる点が評価された。

### 6 審査員

- |                               |        |
|-------------------------------|--------|
| (1) 盛岡市市長公室企画調整課長             | 鈴木 健 二 |
| (2) 盛岡市財政部参事兼資産経営課長           | 佐藤 卓   |
| (3) 盛岡市交流推進部スポーツ推進課長          | 箱石 元   |
| (4) 盛岡市保健福祉部長寿社会課副主幹兼生きがい推進係長 | 吉田 香代子 |

議案第 138号

盛岡市立杜陵老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市立杜陵老人福祉センター
- (2) 位 置 盛岡市南大通一丁目7番5号
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 非公募  
（非公募理由）

コミュニティ地区組織（地区福祉推進会等）の事務局の設置を認めている施設については、コミュニティ活動及び地域福祉活動の一層の活性化を図る観点から、地域の人材を積極的に活用しながら、事務局機能と一体的に管理運営を行う必要があるため。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- ・ 代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- ・ 所在地 盛岡市若園町2番2号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

盛岡市と一体となって、市民福祉の向上と推進に寄与することを目的とし、第1種社会福祉事業、第2種社会福祉事業及び公益事業を行っている。

(4) 候補者の実績

本施設をはじめ、盛岡市の児童センター、老人福祉センター、地区活動センター等の指定管理を行っている。

3 経過

令和5年7月7日 申請依頼・仕様書等の送付

～8月7日

申請期間

8月23日

審査の実施

#### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	社会福祉法人盛岡 市社会福祉事業団	540.0点	315.6点	58.4%	16,063,000円	16,063,000円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

#### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

これまでの指定管理施設の運営において培ったノウハウを活かした提案がなされていた。

施設の設置目的や地域の課題を踏まえた事業展開が期待できること、地域コミュニティの拠点施設として果たしてきた役割と実績から、今後も地域と連携した良好な運営が期待できる点が評価された。

#### 6 審査員

- |                               |        |
|-------------------------------|--------|
| (1) 盛岡市市長公室企画調整課長             | 鈴木 健 二 |
| (2) 盛岡市財政部参事兼資産経営課長           | 佐藤 卓   |
| (3) 盛岡市保健福祉部長寿社会課副主幹兼生きがい推進係長 | 吉田 香代子 |

議案第 139号

盛岡市立西厨川老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市立西厨川老人福祉センター
- (2) 位 置 盛岡市北天昌寺町7番27号
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 非公募  
(非公募理由)

コミュニティ地区組織（地区福祉推進会等）の事務局の設置を認めている施設については、コミュニティ活動及び地域福祉活動の一層の活性化を図る観点から、地域の人材を積極的に活用しながら、事務局機能と一体的に管理運営を行う必要があるため。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- ・ 代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- ・ 所在地 盛岡市若園町2番2号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

盛岡市と一体となって、市民福祉の向上と推進に寄与することを目的とし、第1種社会福祉事業、第2種社会福祉事業及び公益事業を行っている。

(4) 候補者の実績

本施設をはじめ、盛岡市の児童センター、老人福祉センター、地区活動センター等の指定管理を行っている。

3 経過

令和5年7月7日 申請依頼・仕様書等の送付

～8月7日

申請期間

8月23日

審査の実施

#### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	社会福祉法人盛岡 市社会福祉事業団	540.0点	311.1点	57.6%	8,407,000円	8,407,000円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

#### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

これまでの指定管理施設の運営において培ったノウハウを活かした提案がなされていた。

施設の設置目的や地域の課題を踏まえた事業展開が期待できること、地域コミュニティの拠点施設として果たしてきた役割と実績から、今後も地域と連携した良好な運営が期待できる点が評価された。

#### 6 審査員

- |                               |        |
|-------------------------------|--------|
| (1) 盛岡市市長公室企画調整課長             | 鈴木 健 二 |
| (2) 盛岡市財政部参事兼資産経営課長           | 佐藤 卓   |
| (3) 盛岡市保健福祉部長寿社会課副主幹兼生きがい推進係長 | 吉田 香代子 |

議案第 140号

盛岡市立西青山老人憩いの家の管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市立西青山老人憩いの家
- (2) 位 置 盛岡市西青山三丁目 6 番30号
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和 6 年 4 月 1 日～令和11年 3 月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 公募

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- ・ 代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- ・ 所在地 岩手県盛岡市若園町 2 番 2 号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

盛岡市の福祉行政と一体になって、盛岡市民の福祉の向上に寄与することを目的とし、第 1 種福祉事業、第 2 種福祉事業及び公益事業を行っている。

(4) 候補者の実績

本施設をはじめ、盛岡市の児童センター、老人福祉センター、地区活動センター等の指定管理を行っている。

3 経過

- 令和 5 年 7 月 1 日 申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ）
- 7 月14日 募集要項・仕様書等の配布開始
- 7 月19日 申請予定者説明会の開催（1 団体の参加）
- 8 月 1 日～ 8 月31日 公募期間
- 9 月19日 審査の実施

#### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	社会福祉法人盛岡 市社会福祉事業団	736.0点	453.1点	61.6%	6,312,000円	6,312,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

#### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

地域共生社会、SDGs、ワーク・ライフ・バランスなど、最近の福祉・社会の課題を意識して事業計画書を作成している点が大いに評価された。

#### 6 審査員

- (1) 岩手県立大学社会福祉学部教授 鈴木 力 雄
- (2) 盛岡市老人福祉施設連絡協議会会長 遠 藤 要
- (3) 盛岡市民生児童委員連絡協議会運営委員 工 藤 公 平
- (4) 盛岡市保健福祉部長寿社会課長 佐 藤 亮

議案第 141号

盛岡市立高松老人憩いの家の管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市立高松老人憩いの家
- (2) 位 置 盛岡市高松三丁目8番53号
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 公募

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- ・ 代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- ・ 所在地 岩手県盛岡市若園町2番2号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

盛岡市の福祉行政と一体になって、盛岡市民の福祉の向上に寄与することを目的とし、第1種福祉事業、第2種福祉事業及び公益事業を行っている。

(4) 候補者の実績

本施設をはじめ、盛岡市の児童センター、老人福祉センター、地区活動センター等の指定管理を行っている。

3 経過

- 令和5年7月1日 申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ）
- 7月14日 募集要項・仕様書等の配布開始
- 7月19日 申請予定者説明会の開催（1団体の参加）
- 8月1日～8月31日 公募期間
- 9月19日 審査の実施

#### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	社会福祉法人盛岡 市社会福祉事業団	736.0点	447.1点	60.7%	6,305,000円	6,305,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

#### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

地域と深く交わり、また利用者のニーズの把握に努めている点が評価された。

#### 6 審査員

- (1) 岩手県立大学社会福祉学部教授 鈴木 力 雄
- (2) 盛岡市老人福祉施設連絡協議会会長 遠 藤 要
- (3) 盛岡市民生児童委員連絡協議会運営委員 工 藤 公 平
- (4) 盛岡市保健福祉部長寿社会課長 佐 藤 亮

議案第 142号

盛岡市立山岸老人憩いの家の管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市立山岸老人憩いの家
- (2) 位 置 盛岡市山岸六丁目13番13号
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 公募

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- ・ 代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- ・ 所在地 岩手県盛岡市若園町2番2号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

盛岡市の福祉行政と一体になって、盛岡市民の福祉の向上に寄与することを目的とし、第1種福祉事業、第2種福祉事業及び公益事業を行っている。

(4) 候補者の実績

本施設をはじめ、盛岡市の児童センター、老人福祉センター、地区活動センター等の指定管理を行っている。

3 経過

- 令和5年7月1日 申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ）
- 7月14日 募集要項・仕様書等の配布開始
- 7月19日 申請予定者説明会の開催（1団体の参加）
- 8月1日～8月31日 公募期間
- 9月19日 審査の実施

#### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	社会福祉法人盛岡 市社会福祉事業団	736.0点	463.6点	63.0%	6,673,000円	6,673,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

#### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

地域や利用者と深く交わりながら、自主事業の企画に工夫が感じられる点が評価された。

#### 6 審査員

- (1) 岩手県立大学社会福祉学部教授 鈴木 力 雄
- (2) 盛岡市老人福祉施設連絡協議会会長 遠 藤 要
- (3) 盛岡市民生児童委員連絡協議会運営委員 工 藤 公 平
- (4) 盛岡市保健福祉部長寿社会課長 佐 藤 亮

議案第 143号

盛岡市立青山児童センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市立青山児童センター
- (2) 位 置 盛岡市青山二丁目6番11号
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 公募

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- ・ 代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- ・ 所在地 盛岡市若園町2番2号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

盛岡市の福祉行政と一体になり、盛岡市民の福祉の向上に寄与することを目的とし、第1種福祉事業、第2種福祉事業及び公益事業を行っている。

(4) 候補者の実績

本施設をはじめ、盛岡市の児童センター、老人福祉センター、地区活動センター等の指定管理を行っている。

3 経過

- 令和5年7月1日 申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ）
- 7月14日 募集要項・仕様書等の配布開始
- 7月19日 申請予定者説明会の開催（1団体の参加）
- 8月1日～8月31日 公募期間
- 9月15日 審査の実施

#### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	社会福祉法人盛岡 市社会福祉事業団	736.0点	444.1点	60.3%	17,322,000円	17,322,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

#### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

指定管理者としての実績を踏まえ、安定した施設運営が期待できる点や、工夫された体育・文化講座などの事業が高く評価された。

#### 6 審査員

- (1) 岩手大学人文社会科学部教授 浅 沼 道 成
- (2) 盛岡市民生児童委員連絡協議会副会長 古 内 保 之
- (3) 盛岡市小学校長会会長 本 田 岳 雄
- (4) 盛岡市子ども未来部子ども青少年課長 杉 田 博 信

議案第 144号

盛岡市立仙北児童センター及び盛岡市立仙北老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- |              |  |
|--------------|--|
| (1) 名 称      | ア 盛岡市立仙北児童センター<br>イ 盛岡市立仙北老人福祉センター       |
| (2) 位 置      | ア 盛岡市東仙北一丁目 6 番27号<br>イ 盛岡市東仙北一丁目 6 番27号 |
| (3) 制度導入の種別  | 継続（指定期間満了による更新）                          |
| (4) 指定期間     | 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）                 |
| (5) 指定管理料の有無 | 有  |
| (6) 利用料金制    | 不採用                                      |
| (7) 公募・非公募の別 | 公募                                       |

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- (2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- ・ 代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- ・ 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

- (3) 候補者の主な業務内容

盛岡市の福祉行政と一体になり、盛岡市民の福祉の向上に寄与することを目的とし、第1種福祉事業、第2種福祉事業及び公益事業を行っている。

- (4) 候補者の実績

本施設をはじめ、盛岡市の児童センター、老人福祉センター、地区活動センター等の指定管理を行っている。

3 経過

令和5年7月1日

申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ）

7月14日	募集要項・仕様書等の配布開始
7月19日	申請予定者説明会の開催（1団体の参加）
8月1日～8月31日	公募期間
9月19日	審査の実施

#### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	社会福祉法人盛岡 市社会福祉事業団	1,140.0点	697.6点	61.2%	19,641,000円	19,641,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

#### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

指定管理者としての実績を踏まえた安全安心な施設の管理運営が期待できる点や、自主事業などの創意工夫が高く評価された。

#### 6 審査員

- |                       |      |
|-----------------------|------|
| (1) 岩手県立大学社会福祉学部教授    | 鈴木力雄 |
| (2) 盛岡市老人福祉施設連絡協議会会長  | 遠藤要  |
| (3) 盛岡市民生児童委員連絡協議会副会長 | 古内保之 |
| (4) 盛岡市小学校長会会長        | 本田岳雄 |
| (5) 盛岡市保健福祉部長寿社会課長    | 佐藤亮  |
| (6) 盛岡市子ども未来部子ども青少年課長 | 杉田博信 |

議案第 145号

盛岡市立北厨川児童センター及び盛岡市立北厨川老人福祉センターの管理を行う指定  
管理者の指定について

1 対象施設

- |              |                                      |
|--------------|--------------------------------------|
| (1) 名 称      | ア 盛岡市立北厨川児童センター<br>イ 盛岡市立北厨川老人福祉センター |
| (2) 位 置      | ア 盛岡市厨川一丁目14番1号<br>イ 盛岡市厨川一丁目14番1号   |
| (3) 制度導入の種別  | 継続（指定期間満了による更新）                      |
| (4) 指定期間     | 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）             |
| (5) 指定管理料の有無 | 有                                    |
| (6) 利用料金制    | 不採用                                  |
| (7) 公募・非公募の別 | 非公募<br>(非公募理由)                       |

コミュニティ地区組織（地区福祉推進会等）の事務局の設置を認めている施設については、コミュニティ活動及び地域福祉活動の一層の活性化を図る観点から、地域の人材を積極的に活用しながら、事務局機能と一体的に管理運営を行う必要があるから。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- ・ 代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- ・ 所在地 盛岡市若園町2番2号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

盛岡市の福祉行政と一体になり、盛岡市民の福祉の向上に寄与することを目的とし、第1種福祉事業、第2種福祉事業及び公益事業を行っている。

(4) 候補者の実績

本施設をはじめ、盛岡市の児童センター、老人福祉センター、地区活動センター等の指定管

理を行っている。

### 3 経過

令和5年7月5日 申請依頼・仕様書等の送付  
7月5日～8月4日 申請期間  
8月24日 審査の実施

### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	社会福祉法人盛岡 市社会福祉事業団	744.0点	436.5点	58.7%	14,919,000円	14,919,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

指定管理者としての実績を踏まえてノウハウや経験を生かした運営が期待できる点や、児童センターと老人福祉センターの合築施設という特徴を生かした世代間交流への取り組みが高く評価された。

### 6 審査員

- |                               |        |
|-------------------------------|--------|
| (1) 盛岡市財政部財政課長                | 小林 敬   |
| (2) 盛岡市財政部参事兼資産経営課長           | 佐藤 卓   |
| (3) 盛岡市保健福祉部長寿社会課副主幹兼生きがい推進係長 | 吉田 香代子 |
| (4) 盛岡市子ども未来部子ども青少年課長         | 杉田 博信  |

議案第 146号

盛岡市立川目児童センター及び盛岡市立川目老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- |              |                                    |
|--------------|------------------------------------|
| (1) 名 称      | ア 盛岡市立川目児童センター<br>イ 盛岡市立川目老人福祉センター |
| (2) 位 置      | ア 盛岡市東山一丁目15番1号<br>イ 盛岡市東山一丁目15番1号 |
| (3) 制度導入の種別  | 継続（指定期間満了による更新）                    |
| (4) 指定期間     | 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）           |
| (5) 指定管理料の有無 | 有                                  |
| (6) 利用料金制    | 不採用                                |
| (7) 公募・非公募の別 | 非公募<br>(非公募理由)                     |

コミュニティ地区組織（地区福祉推進会等）の事務局の設置を認めている施設については、コミュニティ活動及び地域福祉活動の一層の活性化を図る観点から、地域の人材を積極的に活用しながら、事務局機能と一体的に管理運営を行う必要があるから。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- ・ 代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- ・ 所在地 盛岡市若園町2番2号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

盛岡市の福祉行政と一体になり、盛岡市民の福祉の向上に寄与することを目的とし、第1種福祉事業、第2種福祉事業及び公益事業を行っている。

(4) 候補者の実績

本施設をはじめ、盛岡市の児童センター、老人福祉センター、地区活動センター等の指定管

理を行っている。

### 3 経過

令和5年7月5日 申請依頼・仕様書等の送付  
7月5日～8月4日 申請期間  
8月24日 審査の実施

### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	社会福祉法人盛岡 市社会福祉事業団	744.0点	436.5点	58.7%	15,016,000円	15,016,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

指定管理者としての実績を踏まえてノウハウや経験を生かした運営が期待できる点や、児童センターと老人福祉センターの合築施設という特徴を生かした世代間交流への取り組みが高く評価された。

### 6 審査員

- |                               |        |
|-------------------------------|--------|
| (1) 盛岡市財政部財政課長                | 小林 敬   |
| (2) 盛岡市財政部参事兼資産経営課長           | 佐藤 卓   |
| (3) 盛岡市保健福祉部長寿社会課副主幹兼生きがい推進係長 | 吉田 香代子 |
| (4) 盛岡市子ども未来部子ども青少年課長         | 杉田 博信  |

議案第 147号

盛岡市立仁王児童センター及び盛岡市立仁王老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- |              |                                    |
|--------------|------------------------------------|
| (1) 名 称      | ア 盛岡市立仁王児童センター<br>イ 盛岡市立仁王老人福祉センター |
| (2) 位 置      | ア 盛岡市名須川町21番1号<br>イ 盛岡市名須川町21番1号   |
| (3) 制度導入の種別  | 継続（指定期間満了による更新）                    |
| (4) 指定期間     | 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）           |
| (5) 指定管理料の有無 | 有                                  |
| (6) 利用料金制    | 不採用                                |
| (7) 公募・非公募の別 | 非公募<br>(非公募理由)                     |

コミュニティ地区組織（地区福祉推進会等）の事務局の設置を認めている施設については、コミュニティ活動及び地域福祉活動の一層の活性化を図る観点から、地域の人材を積極的に活用しながら、事務局機能と一体的に管理運営を行う必要があるから。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- (2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- ・ 代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- ・ 所在地 盛岡市若園町2番2号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

- (3) 候補者の主な業務内容

盛岡市の福祉行政と一体になり、盛岡市民の福祉の向上に寄与することを目的とし、第1種福祉事業、第2種福祉事業及び公益事業を行っている。

- (4) 候補者の実績

本施設をはじめ、盛岡市の児童センター、老人福祉センター、地区活動センター等の指定管

理を行っている。

### 3 経過

令和5年7月5日 申請依頼・仕様書等の送付  
7月5日～8月4日 申請期間  
8月24日 審査の実施

### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	社会福祉法人盛岡 市社会福祉事業団	744.0点	430.5点	57.9%	15,703,000円	15,703,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

指定管理者としての実績を踏まえてノウハウや経験を生かした運営が期待できる点や、児童センターと老人福祉センターの合築施設という特徴を生かした世代間交流への取り組みが高く評価された。

### 6 審査員

- |                               |        |
|-------------------------------|--------|
| (1) 盛岡市財政部財政課長                | 小林 敬   |
| (2) 盛岡市財政部参事兼資産経営課長           | 佐藤 卓   |
| (3) 盛岡市保健福祉部長寿社会課副主幹兼生きがい推進係長 | 吉田 香代子 |
| (4) 盛岡市子ども未来部子ども青少年課長         | 杉田 博信  |

議案第 148号

盛岡市立山岸児童センター及び盛岡市立山岸老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- |              |  |
|--------------|--|
| (1) 名 称      | ア 盛岡市立山岸児童センター<br>イ 盛岡市立山岸老人福祉センター       |
| (2) 位 置      | ア 盛岡市下米内一丁目 3 番18号<br>イ 盛岡市下米内一丁目 3 番18号 |
| (3) 制度導入の種別  | 継続（指定期間満了による更新）                          |
| (4) 指定期間     | 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）                 |
| (5) 指定管理料の有無 | 有  |
| (6) 利用料金制    | 不採用                                      |
| (7) 公募・非公募の別 | 非公募<br>(非公募理由)                           |

コミュニティ地区組織（地区福祉推進会等）の事務局の設置を認めている施設については、コミュニティ活動及び地域福祉活動の一層の活性化を図る観点から、地域の人材を積極的に活用しながら、事務局機能と一体的に管理運営を行う必要があるから。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- ・ 代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- ・ 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

盛岡市の福祉行政と一体になり、盛岡市民の福祉の向上に寄与することを目的とし、第1種福祉事業、第2種福祉事業及び公益事業を行っている。

(4) 候補者の実績

本施設をはじめ、盛岡市の児童センター、老人福祉センター、地区活動センター等の指定管

理を行っている。

### 3 経過

令和5年7月5日 申請依頼・仕様書等の送付  
7月5日～8月4日 申請期間  
8月24日 審査の実施

### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	社会福祉法人盛岡 市社会福祉事業団	744.0点	442.5点	59.5%	20,037,000円	20,037,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

指定管理者としての実績を踏まえてノウハウや経験を生かした運営が期待できる点や、児童センターと老人福祉センターの合築施設という特徴を生かした世代間交流への取り組みが高く評価された。

### 6 審査員

- |                               |        |
|-------------------------------|--------|
| (1) 盛岡市財政部財政課長                | 小林 敬   |
| (2) 盛岡市財政部参事兼資産経営課長           | 佐藤 卓   |
| (3) 盛岡市保健福祉部長寿社会課副主幹兼生きがい推進係長 | 吉田 香代子 |
| (4) 盛岡市子ども未来部子ども青少年課長         | 杉田 博信  |

議案第 149号

盛岡市立上田児童センター及び盛岡市立上田老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- |              |  |
|--------------|--|
| (1) 名 称      | ア 盛岡市立上田児童センター<br>イ 盛岡市立上田老人福祉センター     |
| (2) 位 置      | ア 盛岡市上田四丁目 5 番18号<br>イ 盛岡市上田四丁目 5 番18号 |
| (3) 制度導入の種別  | 継続（指定期間満了による更新）                        |
| (4) 指定期間     | 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）               |
| (5) 指定管理料の有無 | 有                                      |
| (6) 利用料金制    | 不採用                                    |
| (7) 公募・非公募の別 | 非公募<br>(非公募理由)                         |

コミュニティ地区組織（地区福祉推進会等）の事務局の設置を認めている施設については、コミュニティ活動及び地域福祉活動の一層の活性化を図る観点から、地域の人材を積極的に活用しながら、事務局機能と一体的に管理運営を行う必要があるから。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- ・ 代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- ・ 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

盛岡市の福祉行政と一体になり、盛岡市民の福祉の向上に寄与することを目的とし、第1種福祉事業、第2種福祉事業及び公益事業を行っている。

(4) 候補者の実績

本施設をはじめ、盛岡市の児童センター、老人福祉センター、地区活動センター等の指定管

理を行っている。

### 3 経過

令和5年7月5日 申請依頼・仕様書等の送付  
7月5日～8月4日 申請期間  
8月24日 審査の実施

### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	社会福祉法人盛岡 市社会福祉事業団	744.0点	438.0点	58.9%	15,549,000円	15,549,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

指定管理者としての実績を踏まえてノウハウや経験を生かした運営が期待できる点や、児童センターと老人福祉センターの合築施設という特徴を生かした世代間交流への取り組みが高く評価された。

### 6 審査員

- |                               |        |
|-------------------------------|--------|
| (1) 盛岡市財政部財政課長                | 小林 敬   |
| (2) 盛岡市財政部参事兼資産経営課長           | 佐藤 卓   |
| (3) 盛岡市保健福祉部長寿社会課副主幹兼生きがい推進係長 | 吉田 香代子 |
| (4) 盛岡市子ども未来部子ども青少年課長         | 杉田 博信  |

議案第 150号

盛岡市立大慈寺児童センター及び盛岡市立大慈寺老人福祉センターの管理を行う指定  
管理者の指定について

1 対象施設

- |              |                                      |
|--------------|--------------------------------------|
| (1) 名 称      | ア 盛岡市立大慈寺児童センター<br>イ 盛岡市立大慈寺老人福祉センター |
| (2) 位 置      | ア 盛岡市茶畑二丁目16番20号<br>イ 盛岡市茶畑二丁目16番20号 |
| (3) 制度導入の種別  | 継続（指定期間満了による更新）                      |
| (4) 指定期間     | 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）             |
| (5) 指定管理料の有無 | 有                                    |
| (6) 利用料金制    | 不採用                                  |
| (7) 公募・非公募の別 | 非公募<br>(非公募理由)                       |

コミュニティ地区組織（地区福祉推進会等）の事務局の設置を認めている施設については、コミュニティ活動及び地域福祉活動の一層の活性化を図る観点から、地域の人材を積極的に活用しながら、事務局機能と一体的に管理運営を行う必要があるから。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- ・ 代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- ・ 所在地 盛岡市若園町2番2号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

盛岡市の福祉行政と一体になり、盛岡市民の福祉の向上に寄与することを目的とし、第1種福祉事業、第2種福祉事業及び公益事業を行っている。

(4) 候補者の実績

本施設をはじめ、盛岡市の児童センター、老人福祉センター、地区活動センター等の指定管

理を行っている。

### 3 経過

令和5年7月5日 申請依頼・仕様書等の送付  
7月5日～8月4日 申請期間  
8月24日 審査の実施

### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	社会福祉法人盛岡 市社会福祉事業団	744.0点	436.5点	58.7%	14,838,000円	14,838,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

指定管理者としての実績を踏まえてノウハウや経験を生かした運営が期待できる点や、児童センターと老人福祉センターの合築施設という特徴を生かした世代間交流への取り組みが高く評価された。

### 6 審査員

- |                               |        |
|-------------------------------|--------|
| (1) 盛岡市財政部財政課長                | 小林 敬   |
| (2) 盛岡市財政部参事兼資産経営課長           | 佐藤 卓   |
| (3) 盛岡市保健福祉部長寿社会課副主幹兼生きがい推進係長 | 吉田 香代子 |
| (4) 盛岡市子ども未来部子ども青少年課長         | 杉田 博信  |

議案第 151号

盛岡市立下太田児童センター及び盛岡市立下太田老人福祉センターの管理を行う指定  
管理者の指定について

1 対象施設

- |              |                                      |
|--------------|--------------------------------------|
| (1) 名 称      | ア 盛岡市立下太田児童センター<br>イ 盛岡市立下太田老人福祉センター |
| (2) 位 置      | ア 盛岡市下太田榊14番地22<br>イ 盛岡市下太田榊14番地22   |
| (3) 制度導入の種別  | 継続（指定期間満了による更新）                      |
| (4) 指定期間     | 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）             |
| (5) 指定管理料の有無 | 有                                    |
| (6) 利用料金制    | 不採用                                  |
| (7) 公募・非公募の別 | 非公募<br>(非公募理由)                       |

コミュニティ地区組織（地区福祉推進会等）の事務局の設置を認めている施設については、コミュニティ活動及び地域福祉活動の一層の活性化を図る観点から、地域の人材を積極的に活用しながら、事務局機能と一体的に管理運営を行う必要があるから。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- ・ 代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- ・ 所在地 盛岡市若園町2番2号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

盛岡市の福祉行政と一体になり、盛岡市民の福祉の向上に寄与することを目的とし、第1種福祉事業、第2種福祉事業及び公益事業を行っている。

(4) 候補者の実績

本施設をはじめ、盛岡市の児童センター、老人福祉センター、地区活動センター等の指定管

理を行っている。

### 3 経過

令和5年7月5日 申請依頼・仕様書等の送付  
7月5日～8月4日 申請期間  
8月24日 審査の実施

### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	社会福祉法人盛岡 市社会福祉事業団	744.0点	435.0点	58.5%	15,127,000円	15,127,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

指定管理者としての実績を踏まえてノウハウや経験を生かした運営が期待できる点や、児童センターと老人福祉センターの合築施設という特徴を生かした世代間交流への取り組みが高く評価された。

### 6 審査員

- |                               |        |
|-------------------------------|--------|
| (1) 盛岡市財政部財政課長                | 小林 敬   |
| (2) 盛岡市財政部参事兼資産経営課長           | 佐藤 卓   |
| (3) 盛岡市保健福祉部長寿社会課副主幹兼生きがい推進係長 | 吉田 香代子 |
| (4) 盛岡市子ども未来部子ども青少年課長         | 杉田 博信  |

議案第 152号

盛岡市立緑が丘児童センター及び盛岡市立緑が丘老人福祉センターの管理を行う指定  
管理者の指定について

1 対象施設

- |              |  |
|--------------|--|
| (1) 名 称      | ア 盛岡市立緑が丘児童センター<br>イ 盛岡市立緑が丘老人福祉センター   |
| (2) 位 置      | ア 盛岡市緑が丘三丁目19番18号<br>イ 盛岡市緑が丘三丁目19番18号 |
| (3) 制度導入の種別  | 継続（指定期間満了による更新）                        |
| (4) 指定期間     | 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）               |
| (5) 指定管理料の有無 | 有                                      |
| (6) 利用料金制    | 不採用                                    |
| (7) 公募・非公募の別 | 非公募<br>(非公募理由)                         |

コミュニティ地区組織（地区福祉推進会等）の事務局の設置を認めている施設については、コミュニティ活動及び地域福祉活動の一層の活性化を図る観点から、地域の人材を積極的に活用しながら、事務局機能と一体的に管理運営を行う必要があるから。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- ・ 代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- ・ 所在地 盛岡市若園町2番2号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

盛岡市の福祉行政と一体になり、盛岡市民の福祉の向上に寄与することを目的とし、第1種福祉事業、第2種福祉事業及び公益事業を行っている。

(4) 候補者の実績

本施設をはじめ、盛岡市の児童センター、老人福祉センター、地区活動センター等の指定管

理を行っている。

### 3 経過

令和5年7月5日 申請依頼・仕様書等の送付  
7月5日～8月4日 申請期間  
8月24日 審査の実施

### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	社会福祉法人盛岡 市社会福祉事業団	744.0点	435.0点	58.5%	15,605,000円	15,605,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

指定管理者としての実績を踏まえてノウハウや経験を生かした運営が期待できる点や、児童センターと老人福祉センターの合築施設という特徴を生かした世代間交流への取り組みが高く評価された。

### 6 審査員

- |                               |        |
|-------------------------------|--------|
| (1) 盛岡市財政部財政課長                | 小林 敬   |
| (2) 盛岡市財政部参事兼資産経営課長           | 佐藤 卓   |
| (3) 盛岡市保健福祉部長寿社会課副主幹兼生きがい推進係長 | 吉田 香代子 |
| (4) 盛岡市子ども未来部子ども青少年課長         | 杉田 博信  |

議案第 153号

盛岡市立桜城児童センター及び盛岡市立桜城老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- |              |  |
|--------------|--|
| (1) 名 称      | ア 盛岡市立桜城児童センター<br>イ 盛岡市立桜城老人福祉センター     |
| (2) 位 置      | ア 盛岡市大通三丁目 8 番18号<br>イ 盛岡市大通三丁目 8 番18号 |
| (3) 制度導入の種別  | 継続（指定期間満了による更新）                        |
| (4) 指定期間     | 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）               |
| (5) 指定管理料の有無 | 有                                      |
| (6) 利用料金制    | 不採用                                    |
| (7) 公募・非公募の別 | 非公募<br>(非公募理由)                         |

コミュニティ地区組織（地区福祉推進会等）の事務局の設置を認めている施設については、コミュニティ活動及び地域福祉活動の一層の活性化を図る観点から、地域の人材を積極的に活用しながら、事務局機能と一体的に管理運営を行う必要があるから。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- ・ 代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- ・ 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

盛岡市の福祉行政と一体になり、盛岡市民の福祉の向上に寄与することを目的とし、第1種福祉事業、第2種福祉事業及び公益事業を行っている。

(4) 候補者の実績

本施設をはじめ、盛岡市の児童センター、老人福祉センター、地区活動センター等の指定管

理を行っている。

### 3 経過

令和5年7月5日 申請依頼・仕様書等の送付  
7月5日～8月4日 申請期間  
8月24日 審査の実施

### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	社会福祉法人盛岡 市社会福祉事業団	744.0点	432.0点	58.1%	15,183,000円	15,183,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

指定管理者としての実績を踏まえてノウハウや経験を生かした運営が期待できる点や、児童センターと老人福祉センターの合築施設という特徴を生かした世代間交流への取り組みが高く評価された。

### 6 審査員

- |                               |        |
|-------------------------------|--------|
| (1) 盛岡市財政部財政課長                | 小林 敬   |
| (2) 盛岡市財政部参事兼資産経営課長           | 佐藤 卓   |
| (3) 盛岡市保健福祉部長寿社会課副主幹兼生きがい推進係長 | 吉田 香代子 |
| (4) 盛岡市子ども未来部子ども青少年課長         | 杉田 博信  |

議案第 154号

盛岡市立杜陵児童センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市立杜陵児童センター
- (2) 位 置 盛岡市清水町13番34号
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 公募

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- ・ 代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- ・ 所在地 盛岡市若園町2番2号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

盛岡市の福祉行政と一体になり、盛岡市民の福祉の向上に寄与することを目的とし、第1種福祉事業、第2種福祉事業及び公益事業を行っている。

(4) 候補者の実績

本施設をはじめ、盛岡市の児童センター、老人福祉センター、地区活動センター等の指定管理を行っている。

3 経過

- 令和5年7月1日 申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ）
- 7月14日 募集要項・仕様書等の配布開始
- 7月19日 申請予定者説明会の開催（1団体の参加）
- 8月1日～8月31日 公募期間
- 9月15日 審査の実施

#### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	社会福祉法人盛岡 市社会福祉事業団	736.0点	450.1点	61.2%	12,812,000円	12,812,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

#### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

指定管理者としての実績を踏まえ、安定した施設運営が期待できる点や、工夫された体育・文化講座などの事業が高く評価された。

#### 6 審査員

- (1) 岩手大学人文社会科学部教授 浅 沼 道 成
- (2) 盛岡市民生児童委員連絡協議会副会長 古 内 保 之
- (3) 盛岡市小学校長会会長 本 田 岳 雄
- (4) 盛岡市子ども未来部子ども青少年課長 杉 田 博 信

議案第 155号

盛岡市立みたけ児童センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市立みたけ児童センター
- (2) 位 置 盛岡市みたけ四丁目14番36号
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 公募

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- ・ 代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- ・ 所在地 盛岡市若園町2番2号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

盛岡市の福祉行政と一体になり、盛岡市民の福祉の向上に寄与することを目的とし、第1種福祉事業、第2種福祉事業及び公益事業を行っている。

(4) 候補者の実績

本施設をはじめ、盛岡市の児童センター、老人福祉センター、地区活動センター等の指定管理を行っている。

3 経過

- 令和5年7月1日 申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ）
- 7月14日 募集要項・仕様書等の配布開始
- 7月19日 申請予定者説明会の開催（1団体の参加）
- 8月1日～8月31日 公募期間
- 9月15日 審査の実施

#### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	社会福祉法人盛岡 市社会福祉事業団	736.0点	435.1点	59.1%	12,805,000円	12,805,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

#### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

指定管理者としての実績を踏まえ、安定した施設運営が期待できる点や、工夫された体育・文化講座などの事業が高く評価された。

#### 6 審査員

- (1) 岩手大学人文社会科学部教授 浅 沼 道 成
- (2) 盛岡市民生児童委員連絡協議会副会長 古 内 保 之
- (3) 盛岡市小学校長会会長 本 田 岳 雄
- (4) 盛岡市子ども未来部子ども青少年課長 杉 田 博 信

議案第 156号

盛岡市立河北児童センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市立河北児童センター
- (2) 位 置 盛岡市西下台町10番46号
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 公募

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- ・ 代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- ・ 所在地 盛岡市若園町2番2号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

盛岡市の福祉行政と一体になり、盛岡市民の福祉の向上に寄与することを目的とし、第1種福祉事業、第2種福祉事業及び公益事業を行っている。

(4) 候補者の実績

本施設をはじめ、盛岡市の児童センター、老人福祉センター、地区活動センター等の指定管理を行っている。

3 経過

- 令和5年7月1日 申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ）
- 7月14日 募集要項・仕様書等の配布開始
- 7月19日 申請予定者説明会の開催（1団体の参加）
- 8月1日～8月31日 公募期間
- 9月15日 審査の実施

#### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	社会福祉法人盛岡 市社会福祉事業団	736.0点	447.1点	60.7%	12,615,000円	12,615,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

#### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

指定管理者としての実績を踏まえ、安定した施設運営が期待できる点や、工夫された体育・文化講座などの事業が高く評価された。

#### 6 審査員

- (1) 岩手大学人文社会科学部教授 浅 沼 道 成
- (2) 盛岡市民生児童委員連絡協議会副会長 古 内 保 之
- (3) 盛岡市小学校長会会長 本 田 岳 雄
- (4) 盛岡市子ども未来部子ども青少年課長 杉 田 博 信

議案第 157号

盛岡市立高松児童センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市立高松児童センター
- (2) 位 置 盛岡市上田字宇登坂長根41番地3
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 公募

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- ・ 代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- ・ 所在地 盛岡市若園町2番2号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

盛岡市の福祉行政と一体になり、盛岡市民の福祉の向上に寄与することを目的とし、第1種福祉事業、第2種福祉事業及び公益事業を行っている。

(4) 候補者の実績

本施設をはじめ、盛岡市の児童センター、老人福祉センター、地区活動センター等の指定管理を行っている。

3 経過

- 令和5年7月1日 申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ）
- 7月14日 募集要項・仕様書等の配布開始
- 7月19日 申請予定者説明会の開催（1団体の参加）
- 8月1日～8月31日 公募期間
- 9月15日 審査の実施

#### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	社会福祉法人盛岡 市社会福祉事業団	736.0点	456.1点	62.0%	13,108,000円	13,108,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

#### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

指定管理者としての実績を踏まえ、安定した施設運営が期待できる点や、工夫された体育・文化講座、多様な自主事業などが高く評価された。

#### 6 審査員

- (1) 岩手大学人文社会科学部教授 浅 沼 道 成
- (2) 盛岡市民生児童委員連絡協議会副会長 古 内 保 之
- (3) 盛岡市小学校長会会長 本 田 岳 雄
- (4) 盛岡市子ども未来部子ども青少年課長 杉 田 博 信

議案第 158号

盛岡市立津志田児童センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市立津志田児童センター
- (2) 位 置 盛岡市津志田中央二丁目11番1号
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 非公募  
（非公募理由）

コミュニティ地区組織（地区福祉推進会等）の事務局の設置を認めている施設については、コミュニティ活動及び地域福祉活動の一層の活性化を図る観点から、地域の人材を積極的に活用しながら、事務局機能と一体的に管理運営を行う必要があるから。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- ・ 代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- ・ 所在地 盛岡市若園町2番2号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

盛岡市の福祉行政と一体になり、盛岡市民の福祉の向上に寄与することを目的とし、第1種福祉事業、第2種福祉事業及び公益事業を行っている。

(4) 候補者の実績

本施設をはじめ、盛岡市の児童センター、老人福祉センター、地区活動センター等の指定管理を行っている。

3 経過

令和5年7月5日

申請依頼・仕様書等の送付

7月5日～8月4日 申請期間

8月24日 審査の実施

#### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	社会福祉法人盛岡 市社会福祉事業団	540.0点	310.1点	57.4%	16,083,000円	16,083,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 満点の合計数の 100分の50以上であれば合格とする。

#### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

指定管理者としての実績を踏まえ、安定した管理運営が期待できる点や、一斉送信メールの導入など時代のニーズに対応した利用者への連絡体制の構築が図られている点が高く評価された。

#### 6 審査員

- (1) 盛岡市財政部財政課長 小林 敬
- (2) 盛岡市財政部参事兼資産経営課長 佐藤 卓
- (3) 盛岡市子ども未来部子ども青少年課長 杉田 博信

議案第 159号

盛岡市立湯沢児童センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市立湯沢児童センター
- (2) 位 置 盛岡市湯沢 6 地割54番地 1
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和 6 年 4 月 1 日～令和11年 3 月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 公募

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- ・ 代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- ・ 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

盛岡市の福祉行政と一体になり、盛岡市民の福祉の向上に寄与することを目的とし、第 1 種福祉事業、第 2 種福祉事業及び公益事業を行っている。

(4) 候補者の実績

本施設をはじめ、盛岡市の児童センター、老人福祉センター、地区活動センター等の指定管理を行っている。

3 経過

- 令和 5 年 7 月 1 日 申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ）
- 7 月14日 募集要項・仕様書等の配布開始
- 7 月19日 申請予定者説明会の開催（1 団体の参加）
- 8 月 1 日～8 月31日 公募期間
- 9 月15日 審査の実施

#### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	社会福祉法人盛岡 市社会福祉事業団	736.0点	447.1点	60.7%	14,945,000円	14,945,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

#### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

指定管理者としての実績を踏まえ、安定した施設運営が期待できる点や、工夫された体育・文化講座、多様な自主事業などが高く評価された。

#### 6 審査員

- (1) 岩手大学人文社会科学部教授 浅 沼 道 成
- (2) 盛岡市民生児童委員連絡協議会副会長 古 内 保 之
- (3) 盛岡市小学校長会会長 本 田 岳 雄
- (4) 盛岡市子ども未来部子ども青少年課長 杉 田 博 信

議案第 160号

盛岡市立月が丘児童センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市立月が丘児童センター
- (2) 位 置 盛岡市月が丘二丁目2番65号
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 公募

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- ・ 代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- ・ 所在地 盛岡市若園町2番2号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

盛岡市の福祉行政と一体になり、盛岡市民の福祉の向上に寄与することを目的とし、第1種福祉事業、第2種福祉事業及び公益事業を行っている。

(4) 候補者の実績

本施設をはじめ、盛岡市の児童センター、老人福祉センター、地区活動センター等の指定管理を行っている。

3 経過

- 令和5年7月1日 申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ）
- 7月14日 募集要項・仕様書等の配布開始
- 7月19日 申請予定者説明会の開催（1団体の参加）
- 8月1日～8月31日 公募期間
- 9月15日 審査の実施

#### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	社会福祉法人盛岡 市社会福祉事業団	736.0点	444.1点	60.3%	13,876,000円	13,876,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

#### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

指定管理者としての実績を踏まえ、安定した施設運営が期待できる点や、工夫された体育・文化講座、多様な自主事業などが高く評価された。

#### 6 審査員

- (1) 岩手大学人文社会科学部教授 浅 沼 道 成
- (2) 盛岡市民生児童委員連絡協議会副会長 古 内 保 之
- (3) 盛岡市小学校長会会長 本 田 岳 雄
- (4) 盛岡市子ども未来部子ども青少年課長 杉 田 博 信

議案第 161号

盛岡市立見前児童センター及び盛岡市立世代交流センターの管理を行う指定管理者の  
指定について

1 対象施設

- |              |  |
|--------------|--|
| (1) 名 称      | ア 盛岡市立見前児童センター<br>イ 盛岡市立世代交流センター         |
| (2) 位 置      | ア 盛岡市西見前13地割25番地 3<br>イ 盛岡市西見前13地割25番地 3 |
| (3) 制度導入の種別  | 継続（指定期間満了による更新）                          |
| (4) 指定期間     | 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）                 |
| (5) 指定管理料の有無 | 有  |
| (6) 利用料金制    | 不採用                                      |
| (7) 公募・非公募の別 | 非公募<br>(非公募理由)                           |

コミュニティ地区組織（地区福祉推進会等）の事務局の設置を認めている施設については、コミュニティ活動及び地域福祉活動の一層の活性化を図る観点から、地域の人材を積極的に活用しながら、事務局機能と一体的に管理運営を行う必要があるから。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- ・ 代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- ・ 所在地 盛岡市若園町2番2号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

盛岡市の福祉行政と一体になり、盛岡市民の福祉の向上に寄与することを目的とし、第1種福祉事業、第2種福祉事業及び公益事業を行っている。

(4) 候補者の実績

本施設をはじめ、盛岡市の児童センター、老人福祉センター、地区活動センター等の指定管

理を行っている。

### 3 経過

令和5年7月5日 申請依頼・仕様書等の送付  
7月5日～8月4日 申請期間  
8月24日 審査の実施

### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	社会福祉法人盛岡 市社会福祉事業団	744.0点	432.0点	58.1%	16,709,000円	16,709,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

指定管理者としての実績を踏まえてノウハウや経験を生かした運営が期待できる点や、児童センターと老人福祉センターの合築施設という特徴を生かした世代間交流への取り組みが高く評価された。

### 6 審査員

- |                               |        |
|-------------------------------|--------|
| (1) 盛岡市財政部財政課長                | 小林 敬   |
| (2) 盛岡市財政部参事兼資産経営課長           | 佐藤 卓   |
| (3) 盛岡市保健福祉部長寿社会課副主幹兼生きがい推進係長 | 吉田 香代子 |
| (4) 盛岡市子ども未来部子ども青少年課長         | 杉田 博信  |

議案第 162号

盛岡市立上米内児童センター及び盛岡市立上米内老人福祉センターの管理を行う指定  
管理者の指定について

1 対象施設

- |              |                                      |
|--------------|--------------------------------------|
| (1) 名 称      | ア 盛岡市立上米内児童センター<br>イ 盛岡市立上米内老人福祉センター |
| (2) 位 置      | ア 盛岡市桜台二丁目18番5号<br>イ 盛岡市桜台二丁目18番5号   |
| (3) 制度導入の種別  | 継続（指定期間満了による更新）                      |
| (4) 指定期間     | 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）             |
| (5) 指定管理料の有無 | 有                                    |
| (6) 利用料金制    | 不採用                                  |
| (7) 公募・非公募の別 | 非公募<br>(非公募理由)                       |

コミュニティ地区組織（地区福祉推進会等）の事務局の設置を認めている施設については、コミュニティ活動及び地域福祉活動の一層の活性化を図る観点から、地域の人材を積極的に活用しながら、事務局機能と一体的に管理運営を行う必要があるから。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- ・ 代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- ・ 所在地 盛岡市若園町2番2号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

盛岡市の福祉行政と一体になり、盛岡市民の福祉の向上に寄与することを目的とし、第1種福祉事業、第2種福祉事業及び公益事業を行っている。

(4) 候補者の実績

本施設をはじめ、盛岡市の児童センター、老人福祉センター、地区活動センター等の指定管

理を行っている。

### 3 経過

令和5年7月5日 申請依頼・仕様書等の送付  
7月5日～8月4日 申請期間  
8月24日 審査の実施

### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	社会福祉法人盛岡 市社会福祉事業団	744.0点	450.0点	60.5%	15,556,000円	15,556,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

指定管理者としての実績を踏まえてノウハウや経験を生かした運営が期待できる点や、児童センターと老人福祉センターの合築施設という特徴を生かした世代間交流への取り組みが高く評価された。

### 6 審査員

- |                               |        |
|-------------------------------|--------|
| (1) 盛岡市財政部財政課長                | 小林 敬   |
| (2) 盛岡市財政部参事兼資産経営課長           | 佐藤 卓   |
| (3) 盛岡市保健福祉部長寿社会課副主幹兼生きがい推進係長 | 吉田 香代子 |
| (4) 盛岡市子ども未来部子ども青少年課長         | 杉田 博信  |

議案第 163号

盛岡市立手代森児童センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市立手代森児童センター
- (2) 位 置 盛岡市黒川6地割12番地1
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 公募

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- ・ 代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- ・ 所在地 盛岡市若園町2番2号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

盛岡市の福祉行政と一体になり、盛岡市民の福祉の向上に寄与することを目的とし、第1種福祉事業、第2種福祉事業及び公益事業を行っている。

(4) 候補者の実績

本施設をはじめ、盛岡市の児童センター、老人福祉センター、地区活動センター等の指定管理を行っている。

3 経過

- 令和5年7月1日 申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ）
- 7月14日 募集要項・仕様書等の配布開始
- 7月19日 申請予定者説明会の開催（1団体の参加）
- 8月1日～8月31日 公募期間
- 9月15日 審査の実施

#### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	社会福祉法人盛岡 市社会福祉事業団	736.0点	435.1点	59.1%	15,647,000円	15,647,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

#### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

指定管理者としての実績を踏まえ、安定した施設運営が期待できる点や、工夫された体育・文化講座などの事業が高く評価された。

#### 6 審査員

- (1) 岩手大学人文社会科学部教授 浅 沼 道 成
- (2) 盛岡市民生児童委員連絡協議会副会長 古 内 保 之
- (3) 盛岡市小学校長会会長 本 田 岳 雄
- (4) 盛岡市子ども未来部子ども青少年課長 杉 田 博 信

議案第 164号

盛岡市立北松園児童センター及び盛岡市立北松園老人福祉センターの管理を行う指定  
管理者の指定について

1 対象施設

- |              |                                      |
|--------------|--------------------------------------|
| (1) 名 称      | ア 盛岡市立北松園児童センター<br>イ 盛岡市立北松園老人福祉センター |
| (2) 位 置      | ア 盛岡北松園四丁目1番4号<br>イ 盛岡北松園四丁目1番4号     |
| (3) 制度導入の種別  | 継続（指定期間満了による更新）                      |
| (4) 指定期間     | 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）             |
| (5) 指定管理料の有無 | 有                                    |
| (6) 利用料金制    | 不採用                                  |
| (7) 公募・非公募の別 | 公募                                   |

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- ・ 代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- ・ 所在地 盛岡市若園町2番2号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

盛岡市の福祉行政と一体になり、盛岡市民の福祉の向上に寄与することを目的とし、第1種福祉事業、第2種福祉事業及び公益事業を行っている。

(4) 候補者の実績

本施設をはじめ、盛岡市の児童センター、老人福祉センター、地区活動センター等の指定管理を行っている。

3 経過

令和5年7月1日

申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ）

7月14日	募集要項・仕様書等の配布開始
7月19日	申請予定者説明会の開催（1団体の参加）
8月1日～8月31日	公募期間
9月19日	審査の実施

#### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	社会福祉法人盛岡 市社会福祉事業団	1,140.0点	685.8点	60.2%	17,587,000円	17,587,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

#### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

指定管理者としての実績を踏まえた安全安心な施設の管理運営が期待できる点や、自主事業などの創意工夫が高く評価された。

#### 6 審査員

- (1) 岩手県立大学社会福祉学部教授 鈴木 力 雄
- (2) 盛岡市老人福祉施設連絡協議会会長 遠 藤 要
- (3) 盛岡市民生児童委員連絡協議会副会長 古 内 保 之
- (4) 盛岡市小学校長会会長 本 田 岳 雄
- (5) 盛岡市保健福祉部長寿社会課長 佐 藤 亮
- (6) 盛岡市子ども未来部子ども青少年課長 杉 田 博 信

議案第 165号

盛岡市立永井児童センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- |              |                                  |
|--------------|----------------------------------|
| (1) 名 称      | 盛岡市立永井児童センター                     |
| (2) 位 置      | 盛岡市永井18地割28番地 1                  |
| (3) 制度導入の種別  | 継続（指定期間満了による更新）                  |
| (4) 指定期間     | 令和 6 年 4 月 1 日～令和11年 3 月31日（5年間） |
| (5) 指定管理料の有無 | 有                                |
| (6) 利用料金制    | 不採用                              |
| (7) 公募・非公募の別 | 非公募<br>(非公募理由)                   |

コミュニティ地区組織（地区福祉推進会等）の事務局の設置を認めている施設については、コミュニティ活動及び地域福祉活動の一層の活性化を図る観点から、地域の人材を積極的に活用しながら、事務局機能と一体的に管理運営を行う必要があるから。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- ・ 代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- ・ 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

盛岡市の福祉行政と一体になり、盛岡市民の福祉の向上に寄与することを目的とし、第 1 種福祉事業、第 2 種福祉事業及び公益事業を行っている。

(4) 候補者の実績

本施設をはじめ、盛岡市の児童センター、老人福祉センター、地区活動センター等の指定管理を行っている。

3 経過

令和 5 年 7 月 5 日

申請依頼・仕様書等の送付

7月5日～8月4日 申請期間

8月24日 審査の実施

#### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	社会福祉法人盛岡 市社会福祉事業団	540.0点	310.1点	57.4%	13,095,000円	13,095,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

#### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

指定管理者としての実績を踏まえ、安定した管理運営が期待できる点や、一斉送信メールの導入など時代のニーズに対応した利用者への連絡体制の構築が図られている点が高く評価された。

#### 6 審査員

- (1) 盛岡市財政部財政課長 小林 敬
- (2) 盛岡市財政部参事兼資産経営課長 佐藤 卓
- (3) 盛岡市子ども未来部子ども青少年課長 杉田 博信

議案第 166号

盛岡市立乙部児童センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市立乙部児童センター
- (2) 位 置 盛岡市乙部8地割3番地4
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 公募

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- ・ 代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- ・ 所在地 盛岡市若園町2番2号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

盛岡市の福祉行政と一体になり、盛岡市民の福祉の向上に寄与することを目的とし、第1種福祉事業、第2種福祉事業及び公益事業を行っている。

(4) 候補者の実績

本施設をはじめ、盛岡市の児童センター、老人福祉センター、地区活動センター等の指定管理を行っている。

3 経過

- 令和5年7月1日 申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ）
- 7月14日 募集要項・仕様書等の配布開始
- 7月19日 申請予定者説明会の開催（1団体の参加）
- 8月1日～8月31日 公募期間
- 9月15日 審査の実施

#### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	社会福祉法人盛岡 市社会福祉事業団	736.0点	435.1点	59.1%	15,430,000円	15,430,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

#### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

指定管理者としての実績を踏まえ、安定した施設運営が期待できる点や、工夫された体育・文化講座などの事業が高く評価された。

#### 6 審査員

- (1) 岩手大学人文社会科学部教授 浅 沼 道 成
- (2) 盛岡市民生児童委員連絡協議会副会長 古 内 保 之
- (3) 盛岡市小学校長会会長 本 田 岳 雄
- (4) 盛岡市子ども未来部子ども青少年課長 杉 田 博 信

議案第 167号

盛岡市立上堂児童センター及び盛岡市立上堂老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- |              |                                    |
|--------------|------------------------------------|
| (1) 名 称      | ア 盛岡市立上堂児童センター<br>イ 盛岡市立上堂老人福祉センター |
| (2) 位 置      | ア 盛岡上堂三丁目17番10号<br>イ 盛岡上堂三丁目17番10号 |
| (3) 制度導入の種別  | 継続（指定期間満了による更新）                    |
| (4) 指定期間     | 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）           |
| (5) 指定管理料の有無 | 有                                  |
| (6) 利用料金制    | 不採用                                |
| (7) 公募・非公募の別 | 公募                                 |

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- (2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- ・ 代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- ・ 所在地 盛岡市若園町2番2号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

- (3) 候補者の主な業務内容

盛岡市の福祉行政と一体になり、盛岡市民の福祉の向上に寄与することを目的とし、第1種福祉事業、第2種福祉事業及び公益事業を行っている。

- (4) 候補者の実績

本施設をはじめ、盛岡市の児童センター、老人福祉センター、地区活動センター等の指定管理を行っている。

3 経過

令和5年7月1日

申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ）

7月14日	募集要項・仕様書等の配布開始
7月19日	申請予定者説明会の開催（1団体の参加）
8月1日～8月31日	公募期間
9月19日	審査の実施

#### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	社会福祉法人盛岡 市社会福祉事業団	1,140.0点	709.8点	62.3%	17,780,000円	17,780,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

#### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

指定管理者としての実績を踏まえた安全安心な施設の管理運営が期待できる点や、自主事業などの創意工夫が高く評価された。

#### 6 審査員

- (1) 岩手県立大学社会福祉学部教授 鈴木 力 雄
- (2) 盛岡市老人福祉施設連絡協議会会長 遠 藤 要
- (3) 盛岡市民生児童委員連絡協議会副会長 古 内 保 之
- (4) 盛岡市小学校長会会長 本 田 岳 雄
- (5) 盛岡市保健福祉部長寿社会課長 佐 藤 亮
- (6) 盛岡市子ども未来部子ども青少年課長 杉 田 博 信

議案第 168号

盛岡市立太田児童センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市立太田児童センター  
(2) 位 置 盛岡市上太田上吉本1番地1  
(3) 制度導入の種別 新規  
(新規の理由)

地域児童の健全育成を図るとともに、母親クラブなどの地域組織活動を育成助長するなど、地域と一体となった施設の管理運営を目指すため。

- (4) 指定期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日（3年間）  
(5) 指定管理料の有無 有  
(6) 利用料金制 不採用  
(7) 公募・非公募の別 公募

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- ・ 代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- ・ 所在地 盛岡市若園町2番2号
- ・ 新規、再指定の別 新規

(3) 候補者の主な業務内容

盛岡市の福祉行政と一体になり、盛岡市民の福祉の向上に寄与することを目的とし、第1種福祉事業、第2種福祉事業及び公益事業を行っている。

(4) 候補者の実績

盛岡市の児童センター、老人福祉センター、地区活動センター等の指定管理を行っている。

3 経過

- 令和5年7月1日 申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ）  
7月14日 募集要項・仕様書等の配布開始  
7月19日 申請予定者説明会の開催（1団体の参加）

8月1日～8月31日 公募期間

9月22日 審査の実施

#### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	社会福祉法人盛岡 市社会福祉事業団	708.8点	435.7点	61.5%	12,641,000円	12,641,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

#### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

指定管理者としての実績を踏まえた職員研修の実施や、災害等による緊急時対策への対応など、安全安心な施設の管理運営が期待できる点が高く評価された。

#### 6 審査員

- (1) 岩手大学人文社会科学部教授 浅 沼 道 成
- (2) 太田小学校校長 澁 谷 浩
- (3) 太田地区民生委員協議会会長 木 内 豊
- (4) 盛岡市子ども未来部子ども青少年課長 杉 田 博 信

議案第 169号

盛岡市産業支援センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市産業支援センター
- (2) 位 置 盛岡市大通三丁目6番12号
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日（3年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 公募

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 イーハトープ・マネジメント  
(構成団体) 株式会社イーハトープ・スクエア、FVC Tohoku株式会社
- ・ 代表者名 株式会社イーハトープ・スクエア 代表取締役 黒 澤 芳 明
- ・ 所在地 盛岡市北飯岡二丁目4番23号
- ・ 新規、再指定の別 新規

(3) 候補者の主な業務内容

- ア 株式会社イーハトープ・スクエア  
各種事業の管理業務、企業間連携や企業価値向上に関するコンサルティング業務、他
- イ FVC Tohoku株式会社  
ファンド事業、インキュベーション施設運営業務、他

(4) 候補者の実績

- ア ヘルステック・イノベーション・ハブ（指定管理事業他）、岩手県工業技術センター（事業委託）、同同居企業の経理支援業務・競争的資金等の管理支援業務、盛岡市クラスター活動支援（事業委託）、他
- イ 盛岡市産業支援センター（指定管理業他）、もりおか起業ファンド・もりおかSDGsファンド（出資、管理運営）、他

### 3 経過

令和5年7月24日	申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ）
7月24日	募集要項・仕様書等の配布開始
8月21日	申請予定者説明会の開催（4団体の参加）
8月23日～9月22日	公募期間
9月29日	審査の実施

### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	イーハトーブ・マネ ジメント	667.2点	397.4点	59.6%	18,114,000円	18,114,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

指定管理者候補者の構成団体のうち1者は、平成28年度より指定管理者として当センターの管理運営業務を行ってきたが、新たにヘルステック・イノベーション・ハブの管理運営を令和2年度より行っている1者が構成団体に加わった。2者のインキュベーション施設の管理運営実績が評価されるとともに、起業家支援への相乗効果が期待されることが高く評価された。

また、ヘルステック関連企業の支援に実績のある団体が、構成企業として加わることにより、起業家支援とヘルステック支援との相乗効果も併せて期待できる点も評価された。

### 6 審査員

- |                                    |       |
|------------------------------------|-------|
| (1) 盛岡市商工会議所事務局長                   | 水野 匠  |
| (2) 公益財団法人いわて産業振興センター総務金融部長兼産業支援部長 | 柳沢 晴彦 |
| (3) 岩手県盛岡広域振興局経営企画部産業振興室室長         | 藤澤 壮仁 |
| (4) 盛岡市商工労働部ものづくり推進課長              | 佐藤 武志 |

議案第 170号

盛岡市勤労福祉会館の管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市勤労福祉会館
- (2) 位 置 盛岡市紺屋町 2 番 9 号
- (3) 制度導入の種別 継続（指定管理期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和 6 年 4 月 1 日～令和11年 3 月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 採用
- (7) 公募・非公募の別 公募

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 公益社団法人盛岡市シルバー人材センター
- ・ 代表者名 理事長 晴 山 宏
- ・ 所在地 盛岡市紺屋町 2 番 9 号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とした事業を行う。

(4) 候補者の実績

- ・ 平成18年度～平成20年度 盛岡市勤労福祉会館指定管理業務
- ・ 平成21年度～平成25年度 盛岡市勤労福祉会館指定管理業務
- ・ 平成26年度～平成30年度 盛岡市勤労福祉会館指定管理業務
- ・ 令和元年度～令和 5 年度 盛岡市勤労福祉会館指定管理業務（継続中）

### 3 経過

令和5年7月15日	申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ）
7月18日	募集要項・仕様書等の配布開始
7月25日	申請予定者説明会の開催（1団体の参加）
8月1日～8月30日	公募期間
9月20日	審査の実施

### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	公益社団法人盛岡市 シルバー人材センタ ー	672.0点	441.7点	65.7%	23,822,000円	23,810,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

指定管理者候補者となった団体は、盛岡市勤労福祉会館の指定管理者として良好な実績を有するほか、「管理運営に支障が生じない、現実的な経費見積もりがなされている」「業務を遂行するのに十分な職員体制がとられている」「法人・団体として施設現場に対する管理部門の支援体制がとられている」点で評価が高かった。

また、団体の特性上、職員の地元雇用がなされる点も評価された。

### 6 審査員

- |                           |      |
|---------------------------|------|
| (1) 岩手県中小企業団体中央会企画総務部部長代理 | 川原光雄 |
| (2) 協同組合盛岡卸センター専務理事       | 村松孝夫 |
| (3) 盛岡公共職業安定所次長           | 黒澤勝治 |
| (4) 盛岡市商工労働部経済企画課長        | 小野哲治 |

## 議案第 171号

## 盛岡市砂子沢生活改善センターの管理を行う指定管理者の指定について

## 1 対象施設

- |              |                          |
|--------------|--------------------------|
| (1) 名 称      | 盛岡市砂子沢生活改善センター           |
| (2) 位 置      | 盛岡市砂子沢第10地割65番地          |
| (3) 制度導入の種別  | 継続（指定期間満了による更新）          |
| (4) 指定期間     | 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間） |
| (5) 指定管理料の有無 | 無                        |
| (6) 利用料金制    | 不採用                      |
| (7) 公募・非公募の別 | 非公募<br>(非公募理由)           |

地域住民が専ら利用している施設であって、当該地域住民で組織する団体を指定管理者に指定し、管理運営を行っている施設であるため。

## 2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

## (2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 砂子沢自治振興会
- ・ 代表者名 会長 小笠原 等
- ・ 所在地 盛岡市砂子沢第7地割6番地
- ・ 新規、再指定の別 再指定

## (3) 候補者の主な業務内容

- ・ 住民の親睦と教養及びレクリエーションに関すること。
- ・ 住民の福祉と生活環境の整備改善に関すること。
- ・ 住民の相互の連絡協調に関すること。
- ・ その他地域社会の発展並びに住民の福祉向上に関すること。

## (4) 候補者の実績

- ・ 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで 盛岡市砂子沢生活改善センター指定管理者
- ・ 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで 盛岡市砂子沢生活改善センター指定管理者
- ・ 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで 盛岡市砂子沢生活改善センター指定管理者

### 3 経過

令和5年6月29日 募集要項・仕様書等の配布開始  
6月29日～7月31日 公募期間  
8月21日 審査の実施

### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	砂子沢自治振興会	219.2点	115.6点	52.7%	0円	0円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

当該施設は、専ら地域住民が多く利用する地域密着型の施設であり、地域の活性化に向けた事業計画や会員相互の協力体制が構築されていること等から、今後も適正な管理運営が期待できる。

### 6 審査員

- (1) 盛岡市農林部農政課課長補佐 大崎 健
- (2) 盛岡市玉山総合事務所産業振興課長 福田 一

## 議案第 172号

## 庄ヶ畑地区振興センターの管理を行う指定管理者の指定について

## 1 対象施設

- (1) 名 称 庄ヶ畑地区振興センター
- (2) 位 置 盛岡市上米内字道ノ下39番地2
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 無
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 非公募  
（非公募理由）

地域住民が専ら利用している施設であって、当該地域住民で組織する団体を指定管理者に指定し、管理運営を行っている施設であるため。

## 2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

## (2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 庄ヶ畑町内会
- ・ 代表者名 会長 佐々木 由 昭
- ・ 所在地 盛岡市上米内字赤坂3番地 314
- ・ 新規、再指定の別 再指定

## (3) 候補者の主な業務内容

- ・ 住民の体力向上及びスポーツ活動に関すること。
- ・ 郷土芸能の振興に関すること。
- ・ 青少年の健全育成に関すること。
- ・ 防犯、防火及び交通安全等啓蒙活動に関すること。
- ・ 町内会諸行事開催に関すること。

## (4) 候補者の実績

- ・ 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで 庄ヶ畑地区振興センター指定管理者
- ・ 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで 庄ヶ畑地区振興センター指定管理者
- ・ 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで 庄ヶ畑地区振興センター指定管理者

### 3 経過

令和5年6月29日 募集要項・仕様書等の配布開始  
6月29日～7月31日 公募期間  
8月21日 審査の実施

### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	庄ヶ畑町内会	219.2点	126.4点	57.7%	0円	0円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

当該施設は、専ら地域住民が多く利用する地域密着型の施設であり、地域の活性化に向けた事業計画や会員相互の協力体制が構築されていること等から、今後も適正な管理運営が期待できる。

### 6 審査員

- (1) 盛岡市農林部農政課課長補佐 大崎 健
- (2) 盛岡市玉山総合事務所産業振興課長 福田 一

## 議案第 173号

## 大葛地区振興センターの管理を行う指定管理者の指定について

## 1 対象施設

- (1) 名 称 大葛地区振興センター
- (2) 位 置 盛岡市浅岸字下大葛43番地7
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 無
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 非公募  
（非公募理由）

地域住民が専ら利用している施設であって、当該地域住民で組織する団体を指定管理者に指定し、管理運営を行っている施設であるため。

## 2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

## (2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 大葛自治会
- ・ 代表者名 会長 佐々木 松 夫
- ・ 所在地 盛岡市浅岸字綱取30番地
- ・ 新規、再指定の別 再指定

## (3) 候補者の主な業務内容

- ・ 各種行事の開催
- ・ 地域清掃
- ・ 防災訓練
- ・ 大葛地区振興センターの管理運営

## (4) 候補者の実績

- ・ 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで 大葛地区振興センター指定管理者
- ・ 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで 大葛地区振興センター指定管理者
- ・ 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで 大葛地区振興センター指定管理者

### 3 経過

令和5年6月29日 募集要項・仕様書等の配布開始  
6月29日～7月31日 公募期間  
8月21日 審査の実施

### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	大葛自治会	219.2点	127.6点	58.2%	0円	0円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

当該施設は、専ら地域住民が多く利用する地域密着型の施設であり、地域の活性化に向けた事業計画や会員相互の協力体制が構築されていること等から、今後も適正な管理運営が期待できる。

### 6 審査員

- (1) 盛岡市農林部農政課課長補佐 大崎 健
- (2) 盛岡市玉山総合事務所産業振興課長 福田 一

## 議案第 174号

## 錢掛地区振興センターの管理を行う指定管理者の指定について

## 1 対象施設

- |              |                                  |
|--------------|----------------------------------|
| (1) 名 称      | 錢掛地区振興センター                       |
| (2) 位 置      | 盛岡市新庄字錢掛23番地 4                   |
| (3) 制度導入の種別  | 継続（指定期間満了による更新）                  |
| (4) 指定期間     | 令和 6 年 4 月 1 日～令和11年 3 月31日（5年間） |
| (5) 指定管理料の有無 | 無                                |
| (6) 利用料金制    | 不採用                              |
| (7) 公募・非公募の別 | 非公募<br>(非公募理由)                   |

地域住民が専ら利用している施設であって、当該地域住民で組織する団体を指定管理者に指定し、管理運営を行っている施設であるため。

## 2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

## (2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 錢掛自治会
- ・ 代表者名 会長 佐々木 明
- ・ 所在地 盛岡市浅岸字元信25番地 1
- ・ 新規、再指定の別 再指定

## (3) 候補者の主な業務内容

- ・ 行事の開催、計画の立案に関すること。
- ・ 年少者の健全育成に関すること。
- ・ 自然保護及びきれいな住みよい地域を造るための清掃等に関すること。

## (4) 候補者の実績

- ・ 平成21年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まで 錢掛地区振興センター指定管理者
- ・ 平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで 錢掛地区振興センター指定管理者
- ・ 平成31年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月31日まで 錢掛地区振興センター指定管理者

## 3 経過

令和5年6月29日 募集要項・仕様書等の配布開始

6月29日～7月31日 公募期間

8月21日 審査の実施

#### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	銭掛自治会	219.2点	113.6点	51.8%	0円	0円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

#### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

当該施設は、専ら地域住民が多く利用する地域密着型の施設であり、地域の活性化に向けた事業計画や会員相互の協力体制が構築されていること等から、今後も適正な管理運営が期待できる。

#### 6 審査員

- (1) 盛岡市農林部農政課課長補佐 大崎 健
- (2) 盛岡市玉山総合事務所産業振興課長 福田 一

議案第 175号

築川地区振興センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 築川地区振興センター
- (2) 位 置 盛岡市築川第5地割33番地1
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 無
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 非公募  
（非公募理由）

地域住民が専ら利用している施設であって、当該地域住民で組織する団体を指定管理者に指定し、管理運営を行っている施設であるため。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体  
※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 築川自治振興会
- ・ 代表者名 会長 佐々木 重 広
- ・ 所在地 盛岡市築川第4地割8番地
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

- ・ 各種行事の開催
- ・ 市道、農道、街路灯の環境整備及び維持管理
- ・ 高齢者介護、保健教室の支援
- ・ 築川地区振興センターの管理運営

(4) 候補者の実績

- ・ 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで 築川地区振興センター指定管理者
- ・ 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで 築川地区振興センター指定管理者
- ・ 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで 築川地区振興センター指定管理者

3 経過

令和5年6月29日 募集要項・仕様書等の配布開始

6月29日～7月31日 公募期間

8月21日 審査の実施

#### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	築川自治振興会	219.2点	124.6点	56.8%	0円	0円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

#### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

当該施設は、専ら地域住民が多く利用する地域密着型の施設であり、地域の活性化に向けた事業計画や会員相互の協力体制が構築されていること等から、今後も適正な管理運営が期待できる。

#### 6 審査員

- (1) 盛岡市農林部農政課課長補佐 大崎 健
- (2) 盛岡市玉山総合事務所産業振興課長 福田 一

## 議案第 176号

上米内地区振興センターの管理を行う指定管理者の指定について

## 1 対象施設

- (1) 名 称 上米内地区振興センター  
 (2) 位 置 盛岡市上米内字中居74番地1  
 (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）  
 (4) 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）  
 (5) 指定管理料の有無 無  
 (6) 利用料金制 不採用  
 (7) 公募・非公募の別 非公募  
 （非公募理由）

地域住民が専ら利用している施設であって、当該地域住民で組織する団体を指定管理者に指定し、管理運営を行っている施設であるため。

## 2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

## (2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 上米内親交会
- ・ 代表者名 会長 渡 邊 光 市
- ・ 所在地 盛岡市上米内字米内沢 153番地
- ・ 新規、再指定の別 再指定

## (3) 候補者の主な業務内容

- ・ 各種行事の開催
- ・ ごみ集積所管理
- ・ 青少年育成活動
- ・ 上米内地区振興センターの管理運営

## (4) 候補者の実績

- ・ 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで 上米内地区振興センター指定管理者
- ・ 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで 上米内地区振興センター指定管理者
- ・ 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで 上米内地区振興センター指定管理者

### 3 経過

令和5年6月29日 募集要項・仕様書等の配布開始  
6月29日～7月31日 公募期間  
8月21日 審査の実施

### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	上米内親交会	219.2点	128.1点	58.4%	0円	0円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

当該施設は、専ら地域住民が多く利用する地域密着型の施設であり、地域の活性化に向けた事業計画や会員相互の協力体制が構築されていること等から、今後も適正な管理運営が期待できる。

### 6 審査員

- (1) 盛岡市農林部農政課課長補佐 大崎 健
- (2) 盛岡市玉山総合事務所産業振興課長 福田 一

議案第 177号

盛岡市外山森林公園の管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市外山森林公園
- (2) 位 置 盛岡市藪川字大の平31番地 1
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和 6 年 4 月 1 日～令和11年 3 月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 採用
- (7) 公募・非公募の別 公募

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 盛岡広域森林組合
- ・ 代表者名 代表理事組合長 鷹 木 嘉 孝
- ・ 所在地 盛岡市洪民字泉田 360
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

この組合は、組合員が協同してその経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図ることを目的とし、組合員のためにする森林の経営に関する指導及び委託を受けて行う森林の施業、経営などを行っている。

(4) 候補者の実績

施設の管理実績としては、盛岡市外山森林公園の開園当初（平成3年度）より盛岡市から管理運営を受託しており、平成18年度から令和5年度にかけては指定管理者に指定されている。

3 経過

- 令和 5 年 7 月 15 日 申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ）
- 7 月 31 日 募集要項・仕様書等の配布開始
- 8 月 7 日 申請予定者説明会の開催（1 団体の参加）
- 8 月 10 日～9 月 11 日 公募期間

## 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	盛岡広域森林組合	664.0点	401.1点	60.4%	16,452,000円	16,452,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

## 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

指定管理者候補者となった団体は、「設置目的に合致した管理運営が行われること」など、28項目の審査項目のうち多くの項目において、高く評価された。特にも、森林に求められるニーズの多様化を踏まえ、新たなイベントの開催など集客強化を図っている点や、長年の施設管理による実績やノウハウを活かして、利用者が安全かつ快適に利用できる職員配置や保守管理体制を敷きながら効率的に管理運営を行っている点などが評価された。

## 6 審査員

- (1) 岩手県盛岡広域振興局林務部林業振興課長 千葉 幸 司
- (2) 岩手県緑化推進委員会盛岡支部委員 鎌 田 まき子
- (3) 盛岡市林業振興審議会委員 平 賀 幸 雄
- (4) 盛岡市農林部参事兼林政課長 富 樫 正 幸

議案第 178号

盛岡市都南つどいの森の管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市都南つどいの森
- (2) 位 置 盛岡市湯沢1地割1番地13
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 採用
- (7) 公募・非公募の別 公募

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1団体 ※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 公益財団法人盛岡市都南自治振興公社
- ・ 代表者名 代表理事 北 田 雅 浩
- ・ 所在地 盛岡市湯沢1地割1番地41
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

この法人は、盛岡市都南つどいの森を護り育むとともに、安全で豊かな自然環境の中で、スポーツ、講習、体験及び老人福祉等に関する事業を行うことにより、市民の健康の増進及び青少年の健全育成並びに地域福祉の増進に寄与することを目的とし、この目的を達成するため、次の事業を行っている。

- ① 盛岡市都南つどいの森及び盛岡市都南サイクリングターミナルにおける市民の健康の増進及び青少年の健全な育成に関する事業
- ② 盛岡市立都南老人福祉センターにおいて行う、老人が明るい生活を営む支えとなる事業
- ③ 施設利用者の便宜を図るサービス提供事業
- ④ 施設の管理運営に関する事業
- ⑤ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(4) 候補者の実績

施設の管理実績としては、昭和62年度より、盛岡市から管理運営を受託しており、平成18年度から令和5年度にかけては指定管理者に指定されている。

### 3 経過

令和5年7月15日	申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ）
7月31日	募集要項・仕様書等の配布開始
8月7日	申請予定者説明会の開催（1団体の参加）
8月10日～9月11日	公募期間
9月26日	審査の実施

### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	公益財団法人盛岡 市都南自治振興公 社	860.0点	641.4点	74.6%	38,504,000円	38,504,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

指定管理者候補者となった団体は、「設置目的に合致した管理運営が行われること」、「施設の効用が最大限に発揮されること」など、29項目の審査項目のうち多くの項目において、高く評価された。特に、施設の設置目的を良く理解し、施設を有効に活用したイベントなどを企画している点や、長年の施設管理による実績やノウハウを活かして、利用者が安全かつ快適に利用できる職員配置や保守管理体制を敷きながら効率的に管理運営を行っている点、利用者との交流や地域との連携を図ることで地域活性化に寄与するよう地域貢献を意識した活動を行っている点などが評価された。

### 6 審査員

- (1) 岩手県盛岡広域振興局林務部林業振興課長 千葉 幸 司
- (2) 岩手県緑化推進委員会盛岡支部委員 鎌 田 まき子
- (3) 盛岡市林業振興審議会委員 平 賀 幸 雄
- (4) 都南つどいの森あり方検討委員会委員 藤 澤 和 則
- (5) 盛岡市農林部参事兼林政課長 富 樫 正 幸

議案第 179号

高松公園、盛岡市環境学習広場及び盛岡市高松多目的広場の管理を行う指定管理者の  
指定について

1 対象施設

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 名 称      | ア 高松公園<br>イ 盛岡市環境学習広場<br>ウ 盛岡市高松多目的広場                     |
| (2) 位 置      | ア 盛岡市高松一丁目26番1号<br>イ 盛岡市上田字上堤頭30番地10<br>ウ 盛岡市上田字黒石野平90番地1 |
| (3) 制度導入の種別  | 継続（指定期間満了による更新）   |
| (4) 指定期間     | 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）                                  |
| (5) 指定管理料の有無 | 有   |
| (6) 利用料金制    | 採用  |
| (7) 公募・非公募の別 | 公募  |

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 株式会社寿広
- ・ 代表者名 代表取締役 太 野 真 一
- ・ 所在地 盛岡市南大通二丁目8番1号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

- ・ 総合建物管理業務
- ・ 清掃の請負
- ・ 不動産事業

(4) 候補者の実績

- ・ 高松公園等指定管理業務 平成23年1月1日から令和6年3月31日まで
- ・ 盛岡市営住宅等指定管理業務 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

- ・ 花巻市営住宅等指定管理業務 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- ・ その他県内各市町村の市営・町営住宅等指定管理業務

### 3 経過

令和5年7月12日	申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ）
7月12日	募集要項・仕様書等の配布開始
7月25日	申請予定者説明会の開催（1団体の参加）
7月28日～8月27日	公募期間
9月6日	審査の実施

### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	株式会社 寿広	936.0点	590.0点	63.0%	35,754,000円	35,750,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

書類審査では、設置目的に合致した基本方針の策定と業務を遂行するための職員体制の点で評価が高かった。

聴き取りによる審査では、志望動機、施設の設置理念への理解並びに人材の確保及び人材の育成の点で評価が高かった。

### 6 審査員

- (1) 盛岡商工会議所 産業振興部部長 原 子 崇 史
- (2) 栲邑計画事務所 代表取締役 吉 田 基
- (3) 栲ネクサス 代表取締役 中 村 正
- (4) 岩手県環境アドバイザー 木 幡 英 雄
- (5) 盛岡市環境部環境企画課長 富 手 真 一
- (6) 盛岡市都市整備部公園みどり課長 玉 山 祐 司

議案第 180号

盛岡市古川墓園の管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市古川墓園
- (2) 位 置 盛岡市下田字古河川原320番地45
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 無
- (6) 利用料金制 採用
- (7) 公募・非公募の別 非公募  
(非公募理由)

地域住民が専ら使用している施設であって、当該地域住民で組織する団体を指定管理者に指定し、管理運営を行っている施設のため。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 古川墓園管理協議会
- ・ 代表者名 会長 佐々木 忠 政
- ・ 所在地 盛岡市好摩字芋田向83番地10
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

- ・ 当該施設の維持管理に関すること。
- ・ 利用者への案内及び指導等に関すること。

(4) 候補者の実績

- ・ 昭和49年の施設供用開始時から管理運営を行っている。
- ・ 平成18年度から現在まで、当該施設の指定管理者として指定を受けている。

3 経過

令和5年6月26日 仕様書等の配布開始

7月1日～7月31日 募集期間

## 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	古川墓園管理協議 会	245.6点	194.3点	79.2%	0円	0円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

## 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

指定管理者候補者となった団体は、「利用者相互での運営への取組」、「利用者の立場に合わせた管理」、「施設環境への気配り」、「効率的な管理運営」、「具体的な活動内容」などが評価され、今後の適正な管理や良好な施設運営の実現性が高い点が評価された。

## 6 審査員

- (1) 盛岡市玉山総合事務所税務住民課長 立花 亜希子
- (2) 盛岡市保健所企画総務課長補佐 木村 寛之

議案第 181号

舟田地区介護予防センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 舟田地区介護予防センター
- (2) 位 置 盛岡市下田字牡丹野59番地14
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 非公募  
(非公募理由)

地域住民が専ら使用している施設であって、当該地域住民で組織する団体が現在管理運営を行っている地域密着施設であるため。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体  
※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 船田東自治会
- ・ 代表者名 会長 佐々木 勉
- ・ 所在地 盛岡市下田字陣場41番地59
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

- ・ 自治会活動（環境美化、世代間交流、各種行事の開催など）
- ・ 舟田地区介護予防センターの管理運営
- ・ 浜民ふれあい広場の管理運営

(4) 候補者の実績

平成31年4月1日から、当該施設及び浜民ふれあい広場の指定管理業務を実施している。

3 経過

令和5年6月30日 募集要項・仕様書等の公表（ホームページ）  
7月1日～7月31日 募集期間

## 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	船田東自治会	293.6点	196.8点	67.0%	406,000円	406,000円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

## 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

これまでの指定管理者として培った経験を踏まえた提案がなされていた。

指定管理者候補者となった団体は、施設の設置理念・目的及び政策課題への理解度が高く、「個人情報管理」、「施設管理業務における安全・衛生管理対策」、「市民の平等な使用の確保」などの項目で高い評価となった。また、地域福祉の推進に資する活動や世代間交流などの取組も高く評価された。

## 6 審査員

- (1) 盛岡市玉山総合事務所次長兼総務課長 工 藤 貢
- (2) 盛岡市玉山総合事務所健康福祉課長 小 山 訓

議案第 182号

芋田向地区介護予防センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 芋田向地区介護予防センター
- (2) 位 置 盛岡市好摩字上山1番地46
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 非公募  
(非公募理由)

地域住民が専ら使用している施設であって、当該地域住民で組織する団体が現在管理運営を行っている地域密着施設であるため。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 芋田向1自治会
- ・ 代表者名 会長 佐々木 忠 哉
- ・ 所在地 盛岡市好摩字芋田向80番地30
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

- ・ 自治会活動（環境美化、世代間交流、各種行事の開催など）
- ・ 芋田向地区介護予防センターの管理運営

(4) 候補者の実績

平成31年4月1日から、当該施設の指定管理業務を実施している。

3 経過

- 令和5年6月30日 募集要項・仕様書等の公表（ホームページ）
- 7月1日～7月31日 募集期間
- 8月17日 審査の実施

#### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	芋田向1自治会	293.6点	194.3点	66.2%	265,000円	265,000円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

#### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

これまでの指定管理者として培った経験を踏まえた提案がなされていた。

指定管理者候補者となった団体は、施設の設置理念・目的及び政策課題への理解度が高く、「施設管理業務における安全・衛生管理対策」、「物的・経営的能力」などの項目で高い評価となった。また、コロナ禍においても安全・衛生対策を講じながら一定の施設利用実績があったこと、災害発生時においては、自主的に避難所としての役割を果たしていたことも高く評価された。

#### 6 審査員

- (1) 盛岡市玉山総合事務所次長兼総務課長 工 藤 貢
- (2) 盛岡市玉山総合事務所健康福祉課長 小 山 訓

議案第 183号

盛岡市岩洞生活改善センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市岩洞生活改善センター
- (2) 位 置 盛岡市藪川字外山35番地44
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和5年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 非公募  
(非公募理由)

地域住民が専ら使用している施設であって、当該地域住民で組織する団体を管理者に指定し、管理運営を行っている施設のため。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体  
※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 藪川自治会
- ・ 代表者名 会長 北 川 俊 正
- ・ 所在地 盛岡市藪川字町村33番地
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

- ・ 事業に関すること。
- ・ 施設、設備及び備品の維持管理に関すること。
- ・ その他センターの管理において必要な業務に関すること。

(4) 候補者の実績

平成18年度より指定管理者として管理を行っている。

3 経過

令和5年7月11日 募集要項・仕様書等の配布開始

7月11日～8月11日 募集期間

8月28日

審査の実施

#### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	藪川自治会	275.2点	151.9点	55.2%	135,000円	135,000円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

#### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

- ・ 施設の設置目的を理解し、地域と密着した運営を行っており、努力していることは評価できる。
- ・ 利用者の利便性を高めるため、施設の清掃、保守などを定期的に行っており評価できる。
- ・ 維持管理については、経費の節減に努めており評価できる。

#### 6 審査員

- (1) 盛岡市玉山総合事務所次長兼総務課長 工 藤 貢
- (2) 盛岡市玉山総合事務所産業振興課長 福 田 一

議案第 184号

姫神地区振興センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 姫神地区振興センター
- (2) 位 置 盛岡市玉山馬場字葛巻 104番地 1
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 非公募  
(非公募の理由)

極めて地域密着性が高く、地域の団体が管理することが効率的かつ効果的であるため。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 姫神自治会
- ・ 代表者名 会長 村 山 孝 助
- ・ 所在地 盛岡市玉山馬場字太子堂88番地 1
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

- ・ 事業に関すること。
- ・ 施設、設備及び備品の維持管理に関すること。
- ・ その他センターの管理において必要な業務に関すること。

(4) 候補者の実績

平成18年度より指定管理者として管理を行っている。

3 経過

- 令和5年7月20日 仕様書等の配布開始
- 7月21日～8月11日 募集期間
- 8月28日 審査の実施

#### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	姫神自治会	275.2点	156.9点	57.01%	252,000円	252,000円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

#### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

- ・ 施設の設置目的を理解し、地域と密着した運営を行っており、努力していることは評価できる。
- ・ 利用者の利便性を高めるため、施設の清掃、保守などを定期的に行っており評価できる。
- ・ 維持管理については、経費の節減に努めており評価できる。

#### 6 審査員

(1) 盛岡市玉山総合事務所次長兼総務課長 工 藤 貢

(2) 盛岡市玉山総合事務所産業振興課長 福 田 一

議案第 185号

盛岡市総合交流ターミナルの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市総合交流ターミナル〔ユートランド姫神〕
- (2) 位 置 盛岡市下田字生出 893番地11
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 採用
- (7) 公募・非公募の別 非公募  
（非公募理由）

盛岡市の農業施策の振興のため、地元の農村資源を活用した都市と農村との交流を推進する施設であるユートランド姫神は、施設の運営に当たり、地元の各種団体、市民との結びつきや支援が必要不可欠である。

たまやま振興株式会社は、平成10年の開設当初より地元に着目して施設を管理運営しており、今後においても地元関係団体や市民とのかかわりを考慮すれば、たまやま振興株式会社が引き続き管理運営することが、効果的、有効的であるため。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 たまやま振興株式会社
- ・ 代表者名 代表取締役 熊 谷 俊 彦
- ・ 所在地 盛岡市下田字生出 893番地11
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

- ・ 事業に関すること。
- ・ 施設、設備及び備品の維持管理に関すること。
- ・ その他ターミナルの管理において必要な業務に関すること。

(4) 候補者の実績

平成18年4月1日～平成21年3月31日 盛岡市総合交流ターミナル指定管理者

平成21年4月1日～平成26年3月31日 //

平成26年4月1日～平成31年3月31日 //

令和元年4月1日～令和6年3月31日

### 3 経過

令和5年7月7日 募集要項・仕様書等の配布開始

7月10日～8月9日 募集期間

8月29日 審査の実施

### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	たまやま振興株式会社	432.0点	245.5点	58.82%	36,700,000円	36,700,000円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

- ・ 設置目的を理解し、生出地域に限らず、地元に着しながら施設運営を行っており、努力していることは感じ取れる。
- ・ マルシェやユートランドまつりといったイベントを開催し、農村資源を活用し都市と農村の交流を推進し、地域の活性化を図ろうという意欲を感じられる。
- ・ 毎月、地元生産者組織との意見交換のミーティングを実施しており、地域とのコミュニケーションを大切にしている姿勢がうかがえる。
- ・ 昨今の物価高で経費が嵩む中、経営改善に向けた独自の計画を策定しながら取り組んでいるので、着実な実施を期待する。
- ・ 合宿の誘致や、市内の団体への営業活動を行っているが、さらに効率的な営業活動を推進することを期待する。

### 6 審査員

- (1) 盛岡市市長公室企画調整課長 鈴木 健 二
- (2) 盛岡市財政部参事兼資産経営課長 佐藤 卓
- (3) 盛岡市玉山総合事務所産業振興課長 福田 一

議案第 186号

盛岡市農民研修センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市農民研修センター
- (2) 位 置 盛岡市下田字仲平59番地 124
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 非公募  
(非公募理由)

極めて地域密着性が高く、地域の団体が管理することが効率的かつ効果的である。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 農民研修センター管理運営委員会
- ・ 代表者名 会長 岩 崎 隆
- ・ 所在地 盛岡市下田字生出89番地2
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

- ・ 事業に関すること。
- ・ 施設、設備及び備品の維持管理に関すること。
- ・ その他センターの管理において必要な業務に関すること。

(4) 候補者の実績

平成18年度より指定管理者として管理を行っている。

3 経過

- 令和5年7月11日 募集要項・仕様書等の配布開始
- 7月11日～8月11日 募集期間
- 8月28日 審査の実施

#### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	農民研修センター 管理運営委員会	275.2点	164.4点	59.7%	207,000円	207,000円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

#### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

- ・ 施設の設置目的を理解し、地域と密着した運営を行っており、努力していることは評価できる。
- ・ 利用者の利便性を高めるため、施設の清掃、保守などを定期的に行っており評価できる。
- ・ 維持管理については、経費の節減に努めており評価できる。

#### 6 審査員

- (1) 盛岡市玉山総合事務所次長兼総務課長 工 藤 貢
- (2) 盛岡市玉山総合事務所産業振興課長 福 田 一

議案第 187号

町村活性化センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 町村活性化センター
- (2) 位 置 盛岡市藪川字町村75番地1
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 非公募  
(非公募理由)

盛岡市の農業施策の振興のため、地元の農村資源を活用した都市と農村との交流を推進する施設である町村活性化センターは、施設の運営にあたり地元の各種団体、市民との結びつきや支援が必要不可欠である。

藪川地区活性化推進協議会は、当施設の開設当初から地元にも密着して施設を管理運営しており、今後においても地元関係団体や市民とのかかわりを考慮すれば、藪川地区活性化推進協議会が引き続き管理運営することが、効果的、有効的であるため。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 藪川地区活性化推進協議会
- ・ 代表者名 会長 日野杉 勉
- ・ 所在地 盛岡市藪川字外山35番地45
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

- ・ 事業に関すること。
- ・ 施設、設備及び備品の維持管理に関すること。
- ・ その他活性化センターの管理において必要な業務に関すること。

(4) 候補者の実績

平成18年度より指定管理者として管理を行っている。

### 3 経過

令和5年7月25日 募集要項・仕様書等の配布開始  
7月25日～8月15日 募集期間  
8月29日 審査の実施

### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	藪川地区活性化推 進協議会	293.6点	164.6点	56.06%	190,000円	190,000円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

- ・ 設置目的を理解し、地元に着しながら施設運営を行っており、努力していることは感じられる。
- ・ 経費の削減について、施設利用者にも広く理解を求めるために館内に掲示するなど、節資源の啓発に努めている。
- ・ 地場製品の加工施設としての利用だけでなく、実際の加工を体験する場としても地域の内外に提供しており、地場製品の宣伝・周知に努めている姿勢が見える。

### 6 審査員

- (1) 盛岡市玉山総合事務所次長兼総務課長 工 藤 貢
- (2) 盛岡市玉山総合事務所産業振興課長 福 田 一

議案第 188号

岩洞活性化センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 岩洞活性化センター
- (2) 位 置 盛岡市藪川字外山35番地45
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 採用
- (7) 公募・非公募の別 非公募

（非公募理由）

盛岡市の農業施策の振興のため、地元の農村資源を活用した都市と農村との交流を推進する施設である岩洞活性化センターは、施設の運営にあたり地元の各種団体、市民との結びつきや支援が必要不可欠である。

藪川地区活性化推進協議会は、当施設の開設当初から地元にも密着して施設を管理運営しており、今後においても地元関係団体や市民とのかかわりを考慮すれば、藪川地区活性化推進協議会が引き続き管理運営することが、効果的、有効的であるため。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 藪川地区活性化推進協議会
- ・ 代表者名 会長 日野杉 勉
- ・ 所在地 盛岡市藪川字外山35番地45
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

- ・ 事業に関すること。
- ・ 施設、設備及び備品の維持管理に関すること。
- ・ その他活性化センターの管理において必要な業務に関すること。

(4) 候補者の実績

平成18年度より指定管理者として管理を行っている。

### 3 経過

令和5年7月25日 募集要項・仕様書等の配布開始  
7月25日～8月15日 募集期間  
8月28日 審査の実施

### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	藪川地区活性化推 進協議会	602.4点	452.4点	75.12%	10,633,000円	10,633,000円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

- ・ 設置目的を理解し、地元に着目しながら施設運営を行っており、努力していることは感じ取れる。
- ・ 経費の削減について、施設利用者にも広く理解を求めするために館内に掲示するなど、節資源の啓発に努めている。
- ・ 地場製品の加工施設としての利用だけでなく、実際の加工を体験する場としても地域の内外に提供しており、地場製品の宣伝・周知に努めている姿勢が見える。

### 6 審査員

- (1) 盛岡市市長公室企画調整課長 鈴木 健 二
- (2) 盛岡市財政部参事兼資産経営課長 佐藤 卓
- (3) 盛岡市玉山総合事務所産業振興課長 福田 一

議案第 189号

盛岡市高木牧場の管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市高木牧場
- (2) 位 置 盛岡市玉山馬場字前田33番地 157
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 無
- (6) 利用料金制 採用
- (7) 公募・非公募の別 非公募  
(非公募理由)

極めて特殊性が高く、地域の団体が管理することが効率的かつ効果的であるため。

2 申請の状況及び審査結果

- (1) 申請団体数 1 団体  
※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 巻堀牧野農業協同組合
- ・ 代表者名 組合長 工 藤 定 幸
- ・ 所在地 盛岡市巻堀字中道42番地
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

- ・ 施設等の運営に関すること。
- ・ 施設等の管理に関すること。
- ・ 施設で実施する自主事業に関すること。
- ・ その他の業務に関すること。

(4) 候補者の実績

玉山村政から当該牧場の管理運営を行っており、玉山地域の畜産振興に寄与している。

3 経過

令和5年7月15日 募集要項・仕様書等の配布開始

7月21日～8月21日 募集期間

## 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	巻堀牧野農業協同 組合	305.6点	193.7点	63.38%	0円	0円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

## 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

- ・ 極めて特殊性が高い施設運営であるが、これまで培ったノウハウを活かし適切な運営がされていることが評価できる。
- ・ 放牧牛の事故率が少ないことは放牧管理が適正に行われているものであり評価できる。
- ・ 放牧を預託する人のリピーター率が高いことは、満足度が高いということであり評価できる。
- ・ 市から支出される指定管理料が無い中で、指定管理者が自主財源確保に努めながら経営していることが評価できる。
- ・ 看視人などの作業従事者が高齢化してきているが、後継者を確保し、地域住民の協力を得て事業を実施できていることが評価できる。
- ・ 経理を中心とした事務を担う人材の確保に苦勞している点が懸念される。
- ・ 肥料等の必要資材、農作業機械等の修繕費が、昨今の物価高で高騰しているため、団体の経営状況の悪化が懸念される。
- ・ 畜産農家の減少に伴い、施設利用者が減少していくことが懸念される。

## 6 審査員

- (1) 盛岡市農林部農政課長 山内真澄
- (2) 盛岡市玉山総合事務所産業振興課長 福田一

議案第 190号

盛岡市岩洞湖家族旅行村休憩施設及び盛岡市岩洞湖家族旅行村テニスコートの管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市岩洞湖家族旅行村休憩施設  
盛岡市岩洞湖家族旅行村テニスコート
- (2) 位 置 盛岡市藪川字亀橋33番地4
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 採用
- (7) 公募・非公募の別 非公募  
(非公募理由)

極めて地域密着性が高く、地域の団体が管理することが効率的かつ効果的である。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体
- ※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。
- (2) 指定管理者候補者
- ・ 団体名称 藪川振興会
  - ・ 代表者名 会長 鳴 海 秀 雄
  - ・ 所在地 盛岡市藪川字橋場31
  - ・ 新規、再指定の別 再指定
- (3) 候補者の主な業務内容
- ・ 施設等の運営に関する業務
  - ・ 施設等の管理に関する業務
  - ・ 施設で実施する自主事業に関する業務
  - ・ その他の業務
- (4) 候補者の実績
- 平成18年度より指定管理者として管理を行っている。

3 経過

令和5年7月11日 募集要項・仕様書等の配布開始

7月11日～8月11日 募集期間

8月29日 審査の実施

#### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	菟川振興会	482.4点	263.1点	54.5%	978,000円	978,000円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

#### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

- ・ 施設の設置目的を理解し、地域と密着した運営を行っており、努力していることは感じ取れる。
- ・ 岩洞湖家族旅行村の敷地内にあることから、旅行村と連携をとりながら運営していることは評価できる。

#### 6 審査員

- (1) 盛岡市市長公室企画調整課長 鈴木 健 二
- (2) 盛岡市財政部参事兼資産経営課長 佐藤 卓
- (3) 盛岡市玉山総合事務所産業振興課長 福田 一

議案第 191号

盛岡市子ども科学館の管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市子ども科学館
- (2) 位 置 盛岡市本宮字蛇屋敷13番地 1
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和 6 年 4 月 1 日～令和11年 3 月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 公募

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 盛岡サイエンスグループ
- ・ 代表者名 株式会社五藤光学研究所 取締役社長 五 藤 信 隆
- ・ 所在地 盛岡市本宮字蛇屋敷13番地 1
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

ア 株式会社五藤光学研究所

プラネタリウムの製造・据付、天体望遠鏡の製造・据付、機器保守保全受託、プラネタリウム番組コンテンツ、施設運営受託、イベント・プロデュース 他

イ 鹿島建物総合管理株式会社

建物・設備管理、清掃、警備、施設運営、リニューアル、コンサルティング 他

ウ 株式会社岩手日報広告社

新聞・ラジオ・テレビ媒体への広告代理業、各種イベントの企画及び運営 他

(4) 候補者の実績

ア 株式会社五藤光学研究所

仙台市天文台（P F I 事業）、福岡県青少年科学館（指定管理事業）、さいたま市宇宙劇場（指定管理事業）、プラネタリウム東急まちだスターホール（所有施設の共同運営） 他

イ 鹿島建物総合管理株式会社

いわて県民情報交流センター（指定管理業務）、岡山県立図書館（指定管理業務） 他  
ウ 株式会社岩手日報広告社

いわて八幡平白銀国体（いわて八幡平白銀国体式典・大会運営等業務）、盛岡市（もりお  
か企業エネルギーサポート給付金事業実施業務） 他

### 3 経過

令和5年7月1日	申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ）
7月14日	募集要項・仕様書等の配布開始
7月24日	申請予定者説明会の開催（1団体の参加）
8月1日～8月31日	公募期間
9月8日	審査の実施

### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	盛岡サイエンスグループ	777.6点	608.4点	78.2%	162,961,000円	162,961,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

指定管理者候補者となった団体は、平成23年度に当館が指定管理に移行して以来管理運営を行っていた団体であるが、グループの構成団体の専門性を生かしたこれまでの業務の実績が高く評価された。また、実績に伴い、提案内容が適正かつ教育施設としての専門性に配慮がなされており、当館の目的に一致している点も評価された。

### 6 審査員

- |                          |         |
|--------------------------|---------|
| (1) 盛岡市立生出小学校長           | 天 沼 正 明 |
| (2) 盛岡商工会議所 I L C 担当部長   | 原 子 崇 史 |
| (3) 岩手県立博物館長             | 高 橋 廣 至 |
| (4) 盛岡市教育委員会事務局参事兼生涯学習課長 | 梅 原 格   |

議案第 192号

盛岡てがみ館の管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡てがみ館
- (2) 位 置 盛岡市中ノ橋通一丁目1番10号
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 公募

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 公益財団法人盛岡市文化振興事業団
- ・ 代表者名 理事長 三 浦 宏
- ・ 所在地 盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

- ・ 文化、歴史及び社会教育に関する教育普及事業
- ・ 市民が行う文化活動の育成及び支援に関する事業
- ・ 文化、教育等に関する調査研究、情報の収集及び提供事業
- ・ 歴史、芸術、民俗等に関する資料収集、調査研究、保管、展示等の事業

(4) 候補者の実績

盛岡てがみ館、原敬記念館、盛岡市先人記念館、石川啄木記念館など博物館施設4館のほか、盛岡市民文化ホール、河南公民館など文化会館及び公民館の指定管理

3 経過

- 令和5年7月15日 申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ）
- 7月19日 募集要項・仕様書等の配布開始
- 7月25日 申請予定者説明会の開催（1団体の参加）

8月1日～8月31日 公募期間

9月13日 審査の実施

#### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	公益財団法人盛岡 市文化振興事業団	667.2点	507.3点	76.0%	22,357,000円	22,357,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

#### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

指定管理者候補者となった団体が管理を行う他の施設との連携が図られること、また、時機を捉えた興味を持ってもらいやすい展示や講座を企画していることが評価された。

#### 6 審査員

- |                       |        |
|-----------------------|--------|
| (1) 岩手県文化財愛護協会会長      | 中村 英俊  |
| (2) 盛岡市社会教育委員         | 工藤 長彦  |
| (3) 盛岡商工会議所地域振興部長     | 佐々木 洋子 |
| (4) 盛岡市教育委員会事務局歴史文化課長 | 高橋 智巳  |

議案第 193号

志波城古代公園の管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 志波城古代公園
- (2) 位 置 盛岡市上鹿妻五兵エ新田48番地 1
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和 6 年 4 月 1 日～令和11年 3 月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 非公募  
(非公募理由)

地域の貴重な歴史遺産である史跡志波城跡の保存及び活用を図るために地域住民で組織した団体を指定管理者に指定し、地域と一体となって管理運営を行っている施設であるため。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 志波城跡愛護協会
- ・ 代表者名 会長 樋 下 正 信
- ・ 所在地 盛岡市上鹿妻五兵エ新田47番地11
- ・ 新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

- ・ 史跡志波城跡の保存及び活用を図り、地域社会の発展に寄与する業務
- ・ 志波城古代公園の管理・運営・活用の各業務

(4) 候補者の実績

- ・ 平成 9～17年度 史跡志波城跡管理業務委託（業務委託）
- ・ 平成18～令和 5 年度 志波城古代公園指定管理業務（指定管理者）

3 経過

令和 5 年 6 月 30 日 募集要項・仕様書等の配布開始

7 月 3 日～8 月 1 日 募集期間

8月9日

審査の実施

#### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	志波城跡愛護協会	468.0点	271.9点	58.1%	14,026,000円	14,026,000円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

#### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

地域住民により構成される当該団体は、本施設に対する愛着が強く、日々の管理運営を始め、企画展の開催など、歴史遺産としての志波城跡の周知とともに、その歴史的価値に対する認知度の向上に向け、精力的に取り組んでいる姿勢が高く評価された。また、来園者への事故や緊急時対応のための研修、園内の巡視など、きめ細かい安心安全への対応も評価された。

#### 6 審査員

- (1) 盛岡市財政部財政課長 小林 敬
- (2) 盛岡市財政部参事兼資産経営課長 佐藤 卓
- (3) 盛岡市教育委員会事務局歴史文化課長 高橋 智巳